

令和3年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年6月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 田中 陽介	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 長谷川崇朗	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	市立野洲病院長	福山 秀直
政策調整部長	赤坂 悦男	政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明
市立野洲病院事務部長	市木 不二男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	川尻 康治	広報秘書課長	辻 昭典
総務課長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（東郷克己君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日も議事進行に当たりましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、マスクを着用しての発言、また換気のため暫時休憩を取って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日の説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長（東郷克己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第10番、稲垣誠亮議員、第11番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

まず、通告第6号、第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） おはようございます。第17番、荒川泰宏でございます。

私は令和3年野洲市議会第2回定例会の一般質問に当たり、新型コロナウイルスの接種と医療事故による報告について、2点の質問をいたします。

まず最初に、新型コロナワクチン接種についてであります。今朝の新聞報道を確認しますと、昨日までに滋賀県内での新型コロナウイルス感染者数は計5,477人、死者は計88人となっています。また、県内の市町における感染者数の一覧を見ますと、野洲市は計147人となっています。このような状況の中で市民は不安を感じる日々を送る中、本市においても、様々な対策を講じながら取り組まれていることに対し、感謝を申し上げますとともに、特にワクチン接種に携わっていただいている医療関係者の皆さん方に厚く御礼を申し上げますところでございます。

そこで、この度のワクチン接種に当たり、市長から特命で陣頭指揮を執られておられます副市長に現状と今後の計画について、詳細な質問をさせていただきます。詳細な回答を求めますのは、市民の皆さんが非常に興味を持っておられることと誤ったうわさや情報が広がらないよう確認しますとともに、広く正しい内容を伝えることなどによりお願い申し上げますところでございます。

それでは、まず最初に、今日までの市立野洲病院における接種状況等について伺います。

第1点目に、高齢者の接種対象数と予約数を伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 皆さん、おはようございます。

私からは、荒川議員の新型コロナワクチンに接種についてお答えをさせていただきます。

まず、お答えの前に関係者に対する励ましのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。本当に野洲病院の職員さんはもちろんですが、ワクチン接種推進室の職員、あるいは6月1日から体制を強化しまして、兼務の職員を含めて、一丸となって頑張ってくれています。さらには、その職員を支えるという意味では、全職員がフォローしていただいているわけです。そういう意味では、今の荒川議員のお言葉を全職員に対する励ましだというふうを受け取らせていただき、ありがとうございました。

それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の今日までの野洲病院における接種状況について、特に高齢者の接種対象数と予約数というご質問にお答えします。ワクチン接種の対象となる高齢者について、3月31日に接種券を発送した数は1万3,981人です。そのうち1回目の予約をされた方は、6月14日現在で1万1,498人、全体の82.2%となっております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） そういたしますと、その1万3,981人から予約された1万1,498人のその差の方々に対する対策という、何か考え方は今どのようにお持ちでございますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、現在予約が入っていない方への対応についてお答えをさせていただきます。

現在、予約が入っている方は、基本的には集団接種会場にお越しになられる方ということですので、予約を入れていない方、まずワクチン接種を受けたくないとおっしゃる方も中にはあると思います。ただ、それ以外に高齢者施設等に入所されている方、あるいは自宅で介護状態になられている方等々が想定をされます。こういった方々につきましては、施設内での接種、あるいは市内の開業屋さんによる、往診による接種等々、今後、ちょっと、そこは調整をしていきたいというふうには考えておるところです。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 分かりました。

次に、接種の実績数でございますが、1回目と2回目の数値を伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） ワクチンの接種実績ということでございますが、これまでに接種を受けられた高齢者の数は、6月17日現在、昨日現在で1回目の接種を終えられた方が3,650人、約26%、それから2回目の接種を終えられた方が1,398人、ちょうど10%ということになっております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 分かりました。

続きまして、接種に当たりましてのご協力いただいております医師の数、そして接種する方々の数、スタッフの数、かかりつけ医など、地域の医療機関の協力の実績数を伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 接種会場でのスタッフ数等についてですが、市立野洲病院で実施しております接種会場では、平日は午後、半日で医師2名を含むスタッフ約28名で運営しております。土・日は半日当たり医師4名を含む約40名で運営しております。昨日、17日現在における市内の開業医等によります協力実績につきましては、30医療機関、延べ115名の医師の方にご協力をいただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） スタッフの中でちょっと聞きたいんですけども、全職員等が協力いただいているということですが、この数は何人ほどおられますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 全職員ということなんですけど、ちょっと延べ数は把握はしておらないんですけども、基本的にはワクチン接種推進室の職員が中心になりながら、会計年度任用職員、あるいは派遣スタッフ、また他部局からの応援職員で会場の運営を行っているところでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 分かりました。ご苦労さまです。

次の質問に移ります。

第2接種会場のイオンタウン野洲での実施予定内容につきまして伺います。

まず最初に、平日と土・日曜日にバス送迎される予定と聞いておりますが、どのような内容なのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） イオンタウン野洲での実施予定内容のバスの送迎の内容というところ、ご質問でございます。現在、野洲市役所からイオンタウン野洲の間で接種時間に合わせまして、30分ごとに送迎バスの運行を予定しております、その準備を進めておるところですが、その運行の詳細につきましては、現在、調整中でございます。月内には予定決定通知というものを該当者に出す予定を考えておまして、その中で市民に対する案内を詳細にするという予定をしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 月内に詳細をお知らせいただけるということでございますが、私もその部分でバスの送迎でトラブルがないように懸念しておりますので、そういう中で、接種場所でございますけれども、イオンタウン野洲といっても、店内が広いわけございまして、高齢者にとっては歩行距離が長いとまた苦情にもつながりますし、マイカーで会場へ行かれる方につきましては、なるべく会場の近くに駐車をしたいと思われると、このように感ずるところでございますが、今現在ではイオンタウン野洲内のどの辺りの場所で接種をされようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） イオンタウンの接種の場所でございますが、店舗などをご存じかと思いますが、フードコートというのがありまして、その横といいますか、広い駐車場のほうを、今、玄関が2か所ありますが、そこから入っていただきますと、左側の奥ということになります。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

かかりつけ診療所での高齢者の個別接種について伺います。まず最初に、接種に当たり、現時点での協力いただけるかかりつけ診療所の予定数は何件あるんですか。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 個別接種のご質問のうち、かかりつけ診療所の予定数とはいうご質問でございますが、本市ではご承知のとおり、市立野洲病院、あるいは今回、初めて第2接種会場での集団接種によるワクチン接種の促進を主体に考えておるところでございます。ただ、個別接種につきましても一定の取り組みが必要であると考えておりまして、現在、市内の診療所に意向調査を実施しておりまして、調整しておるところでございます。ですから、具体の診療所というのは今のところ、ちょっとまだ調整中ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 今のご回答で調整中ということでございますけど、市民の方からホームページのほうで病院の名前が出ていましたよというような情報を聞いたんですけど、これは誤りですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ホームページで市内の診療所の名前がワクチン接種先として掲載されておるといふ情報、我々もつかんでおりますが、詳細はちょっと確認をさせていただきますましたが、Vシステムという全国共通の登録システムがございまして、開業医さん等、医師がワクチン接種をしようとするときには必ずVシステムに登録をするような形になっています。これは診療所でのワクチン接種だけではなくて、開業医の先生が、例えば介護施設の嘱託医をされている場合もあります。その場合、その施設でワクチンを接種されるということも想定されるんですが、その場合もVシステムに登録をする必要が出てきます。どうもインターネットで出ていた診療所名というのは、単にVシステムに登録をされている診療所ということに掲載をされていたようで、必ずしもその診療所でワクチン接種をするよという意思表示ではないというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 分かりました。今のその関係について、市民の方からいろいろ問い合わせがあるんですよ。分かりました。そのように私も回答するようにいたします。

次に、当初、野洲病院に申し込みをされている方が守山市の開業医さん等で接種されるというような変更が生じていますけども、この場合の接種のキャンセルの流れをどのように管理されておられるのか、お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） キャンセルの流れにつきましてはですが、かかりつけ診療所でワクチン接種の予約をされた後、ご本人、またはご家族様等が市のコールセンターに連絡をいただきまして、市の集団接種の予約をキャンセルいただくことにしております。そのことについては、かかりつけ医からもキャンセルするようにお声がけをいただくようにしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） その流れを問題のないようにしていただいて、ワクチンが無駄にならないようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、大きな4点目の一般接種の計画について伺います。

職域、学校での接種者の把握をしてワクチン数の管理はできておられるのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 職域や学校等でのワクチン接種に係るワクチンの管理につきましては、それぞれの接種実施主体であります企業等が直接行うこととなっております、市としては関与しておりません。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 分かりました。

市内の企業で接種を行われるところは現時点でありますか。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） お答えしますが、これも市を経由しないで国へのオンラインでの直接の申請となっておりますことから、市内企業等の実施計画については把握できませんし、現に把握しておりません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 接種の開始日が8月1日からの予定でありますがお盆期間などの検討が必要と考えます。携わっている方々の体調の関係もございまして、お盆に対する考え方をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 議員ご指摘のとおり、お盆の期間をどうするかというのは、今、我々も課題として考えておりまして、医師が確保できるかどうかとか、ワクチンの供給量が確保できるかどうか、あるいは職域接種等の進捗など、いろんな状況を踏まえまして、検討させていただいて、結論を出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） ますます暑くなる時でございますので、携わっている方々の体調等も考えながら、お盆休暇もきちっとなるべく取っていただけますようによろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、大きな5点目でございますけれども、接種の事業費についてであります。当初の計画から様々な変更等が生じていると考えますが、生命にかかるといふ一大事業でもあり、即決予算の流用もやむを得ないところであると考えます。今後の概算額を伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 今後の事業費についてのお尋ねでございますが、現在、接種時期の前倒しなど、国の方針の変更に合わせて、6月8日にお知らせいたしましたように、本市の接種体制を加速化し、柔軟に運営を行っているところでございます。特に国が高齢者のワクチン接種を7月末に終了しなさいという方針を示したため、本市も大きく体制を変えました。接種事業の促進に努めているところでございます。今後、さらに一般接種の推進に当たりましては、接種を希望する人の割合でありますとか、企業や学校での接種状況など、不確定な要素がまだまだ多くあります。今議会には第2接種会場の使用料など、約1億9,000万円の補正予算を提案させていただきまして、お願いをしておるところでございます。今後、さらに必要となる予算の概算額の算出は今のところ、そういった複雑な状況のもとですので、難しい状況でございます。

議員ご指摘のとおり、この件につきましては市民の生命に関わる非常に重大な事業であるということから、ワクチンの接種事業を迅速に推進していくということを最優先に考えておりました。今、お言葉にありましたように、既決予算の流用を含めまして、柔軟かつ適正な予算執行に努めたいと思っておりますが、やむを得ず専決補正等が必要となる場合も出てくるかもしれませんが、そうした場合には、速やかに議会にご報告をいたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） ご回答のとおり速やかにご報告をお願いしたいなど、このように思います。

ワクチンそのものは国から供給されていくわけですから無料ということで、この接種に当たっては、1回の接種で2,070円、2回で4,140円と聞いておりますけども、このお金の流れはどういう形になるわけですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチンの接種費用についてお答えをさせていただきます。

市内で接種をされた方につきましては、直接野洲市のほうへ請求がありまして、その財源については基本的には国費が充当されることとなります。市外で接種をされた方につきましては、基本的には野洲市で発行している接種券、クーポンを使用されることとなります。

すので、これは国保連合会を通じて野洲市に後日請求が来ますので、こちらも国費を使って、野洲市がお支払いするという流れになっております。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、第1点目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、それでは2点目の質問をいたします。

栢木市長の就任前、西暦2015年、平成27年7月、また西暦2020年、昨年、令和2年1月において、旧御上会野洲病院と市立野洲病院で、ともに手術後にお二人の方がお亡くなりになったことが公表されていませんでした。ニュースなどの報道では、医療過誤や医療ミスも一くくりにし、医療事故と表現しています。この度の内容からすると、人為的ミスを原因として医療従事者が注意を払い対策を講じていれば、防ぐことができたケースであり、医療過誤と思います。具体的には、医者の診療ミス、手術ミス、診断ミス、看護師や医療スタッフなどの連携ミスが医療過誤に当たるところであります。

そこで、2件の医療過誤について、ただいまの議会で損害賠償の額を定める議案が上程されています。どうして迅速に公表されなかったのか、このことについて会派の勉強会で尋ねましたところ、当時は今後の損害賠償等についての影響があるからとの回答であり、しかしながら、マスコミ等は公表していなかったことを大きく記事にされていました。医療事故を考えると、医者も人間である以上、ミスや過誤が絶対には言い切れないところです。医療事故においては、医療機関側も過失があった場合、民法上の債務不履行、または不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなります。公表は手順を踏み、速やかに行うべきであります。長きわたり遅れたことに対する見解と今後の方針を伺います。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 病院長の福山です。

そもそもの話をちょっとだけしたいと思います。この医療訴訟というのは、普通の場合は、今、議員が言われたように、どちらかというか、医師とかそういう医療スタッフのミスもありますし、それからこんなことを言うとあれかもしれません、患者さん側の誤解というものもあります。これは説明の仕方が悪いといえ、それまでなんです。そういうものが積み重なって、最初は医療訴訟というよりも、これは私のところでもそうなんです、必ず、いわゆるインシデントレポートですね。何か病院の中でまずいことが起こったという場合は必ずレポートを書くようにというシステムがあります。そういうことなので、今

は安全管理に関する、大体、当院でもあるんですが、安全管理室というのがありまして、そこには専任の職員がおります。そこで、大体は判断して、これは問題があるということであれば、すぐ院長とか事務方も含めて協議するというシステムになっています。

一般には、大体家族の方に一度説明することが多いんですけども、亡くなったりすると、あまりそういうのをほじくり出してほしくないという方もおられることはおられるんです。そういうものを、私たちとしては最大限、患者さん、ないしは各家族の方にプライバシーを守るという点からも、まあ言うと、その起こった時点で発表することはなかなかありません。御上会のときは、僕はちょっと記録しか読んでいないんですけども、訴訟になっています、これは。大阪地裁で争われた話なので、多分、そのこの辺りで引継ぎにいかないかんとときに、こういう係争、事案があるというようなことは、多分公表されているんじゃないかと僕は思います。

一般に今回の市立野洲病院になってからでもそうなんですが、向こう側というか、患者さん側の弁護士さんと病院の弁護士さんがお互いに話し合って、それで一つひとつ、こういうことがおかしいんじゃないか、ああいうことがおかしいんじゃないかというようなことを、まあ言うと、医学的な根拠を持って、お互いにやり取りをするわけですね。それがどうしても時間がかかると。それから賠償額とか、そういうものに関しても、これは和解なので、和解金なんですけども、何か賠償金みたいなのはないらしいので、ちょっと変な話なんですけど、これは別に想定にも何もなくて、もともとはこちらのほうの担当の医師がかなりすみませんでしたと、間違っていましたというのは、ちゃんと最初に言っているそうです、亡くなられたときに。かなり、問題がなかったんですけども、ちょっといわゆる見落としがあったので、よくあるやつです、胃がんを診ていて、肺がんを見落としされたというのはよく報道であると思うんですが、それがあったので、一応、こちらがすみませんということで謝りはしたんですけども、そこからそうしたらカルテを開示するか、そういうような、いわゆる普通のプロセスを踏んで、弁護士さん同士で和解金をとということで決まったんです。それがほとんど、この3月ぐらいに裁判のほうの大阪地裁の仲裁案、そういうものも出ていますし、それから今回の事案に関しても、3月の終わり頃にお互いの和解の話がまとまっております。

その後、チャンスがなかったのかといえば、どうもこれはまた事務的なことなので、何とも言えないんですが、議会に対するとかマスコミに対して、一般的な観点からいけば、どこかであった可能性はあると思います。今は、ですから、3か月ぐらい若干あるので、

ないわけではないんですが、そう極端に遅いわけでもありませんし、それから、他の県内の公立病院とか、私は京大病院にいましたので、大学なんかの発表のタイミングを見ても、そんなに遅いというものではないかと思えます。

地方自治体は割合お金が何千万とか、よく出てくるんですが、これはこういう議会の承認を得ないといけないので、出てくるだけで、普通は民間の病院ですと、このまま自分ところのお金で払いますので、保険会社のお金を使って。実際にほとんど分からないということになるので、あの額が高いように思われるかもしれませんが、しっかり相場の金額であるというふうにご理解いただけるといいかと思えます。

ですから、そんなに極端に何か隠していたとかいうことではないので、むしろ先ほどご指摘がありましたように、勉強会の際に損害賠償で云々という話なんですが、むしろ患者さんのプライバシーなんかも配慮するとあまり、確定してからはいいんですけども、そうじゃない間はなるべく伏せておくというのがこういう医療訴訟の基本原則でありますので、私としてはそんなに遅れているというような感覚は持っていません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） ただいまの回答をお聞きしましたが、医療業界の常識と社会の常識と私は、ずれがあると思えます。例えば、我々が交通事故を起こした場合、その対応と同様だと思うんです。長ければ長くなるほど対応はまずくなるし、やはり公表というものは、これは非常に正直に対応するというのが私は大切だろうと、このように思えます。3月の終わりに和解は整っておれば、もうその時点で病院長がマスコミに発表等はできると思えます。

そこで、医療事故の公表指針について伺います。医療事故が発生した事実とその対応等を公表していくことによって、病院運営の透明性を高め、社会の信用性を獲得するとともに、他の医療機関における類似の医療事故発生防止対策にも資することを通じて、医療安全対策の推進に貢献していくことを目的として、医療事故公表指針というものがそれぞれの病院で定められております。市立野洲病院の公表指針は定められていますか。定められているのならば、ホームページ等でも掲載されているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 当然ですが、早急に何でも早く発表するというか、公表するというのは極めて重要で、これは社会の重要性に応じて決めることだろうと言われ

ています。例えば、今、ワクチンのあれがあります。空気を打ったとか、それから生食を打ったというようなのは、これはかなり極めていろんな問題があるということで、神戸市とかはかなり早くに発表されています。例えば、ちょっと大学の話で申し訳ないんですが、肝臓の移植なんかでも亡くなった場合はかなり早急に発表していました。でも、これはもうかなり社会的に大きな影響を与えるからです。

だから、今回の場合に関して言いますと、いわゆる見落としであるとか、それもすみませんという具合にもう主治医の先生は謝っているわけですね。そういう御上会の場合はちょっと1年ぐらい重体になってからずっと生きられていたということもあって、こういう裁判になったんですけども、通常は普通のそういう委員会があって、きちっとこれを公表するかどうかということまで決めるというのはどの病院にもありますし、当然、市立野洲病院にもあります。先ほども言いましたように、安全管理室というのがあって、そこに専任の職員もおりますので、看護師なんですけど、当然、私のところに話が来ます。その後も公表するというか、別に問題にならないようなことでも、全てこちらに何か非がありそうなことは私自身も全部把握しているつもりです。

ですから、これをただいまホームページにこういうものは発表します、こういうものは発表しませんというのは、ちょっとなかなか全部網羅することは非常に難しいので、そういうことはしていませんけども。内部的にはきちっとした文書がありますし、全部そろっていますので、別にこれは隠し立てしていたわけじゃないんですね、先ほどちょっと言いましたけど。ちょっと遅れたということで、いろいろ事務的な問題が若干あったので、遅くなったということが若干問題としてはあるんですけども、医療従事者の立場からいえば、そう極端に隠し立てしていたというものではないと思います。むしろ、患者さんのプライバシーを最大限に尊重したということで、御上会のやつは裁判になっていますから、本当は調べれば分かっていたはずですよ。別に何も隠してもいません。病院もこれは裁判をやっていますよなんてことは言いませんので、だから、それはちょっと当たらないかなという具合に私は考えます。

事務的なことは、また事務部長のほうからお答えしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 荒川議員の指針の件について、ちょっと補足説明させていただきます。

ご指摘いただいておりますとおり、医療安全に関する指針については当院でも定めており

ますので、それについてはちょっとホームページに載せているかどうかということを確認しておりませんので、後ほどその点についてはお答えさせていただきます。

なお、先ほど院長が言いましたように、訴訟になっている件につきましては、昨日の立入議員の質問の際にもお答えをさせていただいていたんですが、令和元年6月の病院事業整備特別委員会において、他の議員の方から、医療事業継承における訴訟、医療債務の案件はあるかというご質問をいただきました際に、係争中の案件があるとお答えはしておりますので、その時点で裁判になっている案件を抱えておるということは報告させていただいておったというふうに認識させていただいております。院長も申しましたとおり、仮合意ができましたのと、あと裁判のほうについては、4月末に和解案が示されたものを双方が了承して、双方合意したという事実が直近にあったということで、今回の発表が今の時点になってしまったということで、もう少し早く手続を、議会と説明する機会があったので、その点については昨日の立入議員のご質問で答弁したとおり、事務的なものについては配慮が欠けていた部分があったとして、反省しておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 議会に報告する報告しない、これも重要なことですが、それでは市民の方が全く分からないんですよ。やはり、議会に報告するそのタイミングで記者発表するとか、そういうセットするべきだと、私はこのように思いますよ。議会だけに報告したら、もう公表は終わりだというような考え方は持たないでいただきたいのと、このように思います。やはり、先ほど申しましたように、病院運営の透明性を高めて、社会の信頼性を獲得するということが重要なことでございますので、認識をお願いいたします。

それと、通常の医療事故の調査の流れでございますけども、死亡事故が発生します。医療事故かという判断がありますね。その後、院長が申されましたとおり、遺族への説明に入ります。それから、今度、医療事故調査支援センターというところに通常、センター報告という流れがあるんですけども、これについてはどういうことになっておるのかお尋ねしますとともに、このセンターへの報告を終わって、調査を開始されます。院内調査もされます。そして、遺族への結果説明、そしてセンターに再度結果報告。このセンターへ結果報告をしたこの時点でマスコミ等、議会もそうですけれども、発表されてはどうかと私はこう思います。

その後、最終的には遺族及び医療機関への結果報告をして、再発防止に関する普及啓発に努めるという流れになると思うんですけども、事務部長、その辺のところと、やはり御上会からの引継ぎを受けたという時点でのその辺の辺りの引継ぎの内容、十分引継ぎできていたのかどうか、そこについてお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 荒川議員の再度の質問にお答えします。

まず、医療事故が発生したときの対応において、議員ご指摘のとおり、手続的にはマニュアルが定められておりまして、今、議員からご指摘いただきましたとおり、事故調査の後、いろいろな手続を踏む中で、関係機関に報告という手続の中で、医療事故調査支援センターへの報告ということが定められておりますので、うちの手順の中でもそれは手続の1つとして定めております。

その中では予期せぬ死亡事故と病院管理者の判断した場合については報告するという形になっておりますので、当時の病院事業管理者が当然、その判断をされた中で手続をされておったというふうに判断しますので、1件は旧御上会ですので、ちょっとその判断は何とも分かりかねます。もう1件につきましては、市立化になってからですので、当時、院長は管理者ではなかったと記憶しておるので、前の市長が管理者になっておられたというふうに記憶しておりますので、その辺の判断はなされていたものであると思います。ただ、前院長のほうから詳細な報告がなされているのかどうかはちょっと把握をさせていただいておりませんが、訴訟案件については、当然、内容をちゃんと引き継いだ中で適切に対応せなあかんということで、手続を踏んできたものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） 栢木市長は今、市立野洲病院の事業運営管理者ですね。そうすると、事務部長からその引継ぎは、その辺りはきちっと市長、受けられたんですか。どうなんですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 就任させていただいて、7か月、8か月になりますけども、まだ、そこまでの詳細な引継ぎということはまだ受けておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏君） その責に当たる一番トップの方は、まず責任から逃げない、プロ野球の監督と一緒にですよ。選手がエラーしても大丈夫、お前のエラーはどうもないよ、俺が責任を持つからという心意気で管理者として、今後努めていただきたい、こんなふうに思います。やはり、ドクターに対しても守ってあげることも非常に大切であると。一人にさせない、そのことが私は大事であると思います。

それから、医療保険でございますけれども、現在保険料は1事故2億円ということで、年間約400万円の掛金ということをお聞きしております。事故が生じた翌年の掛金は約倍の800万円となるわけというようにも聞いています。その後、高額なこの保険料はどのようになっていくのか、この内容をご存じでしたら、教えていただきたいと思います。

それと、医療保険もこれも高額な保険に加入している観点から、保険会社はこれはもう入札して保険契約されておられますのか、それとも随時契約で同じ保険会社と契約をされておられるのか、これを最後の質問とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 荒川議員の保険に関する質問にお答えさせていただきます。

保険につきましては、先ほど、昨日、立入議員に申しましたとおり、年間約400万円の保険料を払わせていただいております。これについては、医療事故等で保険料を使用した場合、保険金を払うとなった場合の保険料については、5か年平均の保険料を払った保険料と掛金として払った保険料との差額を見た中で、料率が定められまして、現在でございますと、令和5年度から保険料が上がる見込みとなっております。

この保険会社につきましては、当院は市立病院でございますので、自治体病院協議会のほうの団体の、自治体病院で団体で協議していますほうの共済の保険会社に入っております。一応、割引を受けられる形の中で加入となっております。先ほど申しました保険料になっておりますので、そういった形で入らせていただいております。

あと、先ほど、荒川議員の質問で、私が「後でお答えします」と言っていました安全管理に関する指針につきましては、ホームページには現在のところ掲載させていただいておられないという状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒川泰宏君） 終わります。

○議長（東郷克己君） ここで福山病院長から、新型コロナウイルス感染症に係る対応の

ため、退席したい旨の申出がありましたので、これを認めます。

暫時休憩いたします。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時50分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7号、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。皆さん、改めて、おはようございます。

まず最初の質問項目といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大防止、ワクチン供給と接種体制拡充、暮らし応援体制の充実についての質問に入らせていただきます。

感染拡大の第4波は、東京、大阪だけでなく全国に広がり、感染者も重症者も増え続けています。感染力が強く、重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、医療危機とその下で入院も治療も受けられない患者の急増、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機などが深刻になっています。緊急事態宣言の延長、拡大、まん延防止等重点措置も広がっていますが、問題は対策の中身です。これまでと同じ対策の延長線上では、コロナを封じ込めることはできません。

なお、昨日、政府から発表されましたが、沖縄を除いて、緊急事態宣言がまん延防止のほうに切り替えられたということで、既に提出しているこの文書通告の内容と若干異なる点はご了承願いたいと思います。

ワクチン接種が既に始まっていますが、感染抑止の社会的現象、社会的効果が得られるまでには一定の時間がかかるというふうに言われております。しかも、ワクチン接種自体が日本は世界で128位、大きく立ち後れている現状です。迅速なワクチン接種は極めて重要ですが、他の対策と一体に進めてこそ、感染を封じ込めることができるのではないのでしょうか。政府は、コロナでは感染拡大の波が繰り返されることは避けられない、このように弁解していますが、波が繰り返されるごとに尊い命が損なわれ、社会の疲弊が深刻になっているのが現状ではないのでしょうか。こうした姿勢を続けることは許されません。

コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全、迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援の三本柱での対策強化が必要です。

ワクチンの安全、迅速な接種のために、実態に即したロードマップを示すとともに、安定したワクチンの供給と接種を行う自治体への万全の支援という国の責任が果たせられる

ことが大事です。高齢者施設、医療機関などに対する社会的検査を抜本的に拡充するとともに、無症状者に焦点を当てた大規模検査で感染を封じ込める。また、自粛要請などで打撃を被っている全ての中小企業、個人事業主、労働者に対しまして十分な補償と生活支援を行うことです。

尊い命を救うためにも医療機関への減収補填、医療体制への支援強化こそが重要です。地域医療を共同で支えている全ての医療機関、医療従事者への支援は急務となっております。コロナ封じ込めと医療に多大な負荷と混乱をもたらす東京五輪の中止が必要と考えます。オリンピック・パラリンピックの開催は、全世界から数万人規模の選手、関係者を来日させるなど、感染爆発の大きなリスクがあるとともに、五輪への医師、看護師の派遣、特別な病床の確保など、ひっ迫している医療体制をさらに危機に迫りやるなど、コロナ対策と五輪開催が両立できないことは多くの国民や専門家が発言していることで明瞭です。

それでは、具体的質問項目に入らせていただきます。

1点目、社会的PCR検査の実施ということで、私ども日本共産党として、社会的PCR検査、ここまでも何度も訴えてまいりました。市内でも毎日のように感染者が報告されています。現在では累計147名、入院者が3名ということになっております。このような中でクラスターの発生は起きていませんが、野洲市でクラスター発生というものが起こり得ないという想定をされているのかをまずお聞きいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、工藤議員のご質問にお答えをいたします。

社会的PCR検査の実施に関連して、クラスターの発生は起こり得ないと想定しているのかとのお質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症のクラスターについては、たとえ予防策を徹底していても万全に防ぐ方法はありませんことから、野洲市を含め、どこの市町村においても発生の可能性はあると考えております。ただ、以前にもお答えしましたとおり、現在、野洲市内には不特定多数の人が極端に集中する地域や施設が少ないことや感染者の発生状況からも予防的な社会的PCR検査によるクラスターの発生防止効果は低いと考えております。むしろ現状では、感染者が確認された際に速やかに濃厚接触者等を特定して、感染拡大防止対策を徹底することによる感染大規模化の防止やワクチン接種の促進による感染防止対策等が肝要であると考えております。

なお、先般、感染が拡大傾向にある地域やクラスターが発生した地域など、県が指定す

る地域内の高齢者施設や障がい者支援施設等に従事する者に対して、保健所長が必要と判断した場合には、県が一斉検査を行う旨の情報提供がありましたことを申し添えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 回答いただきましたが、今日までの私どもが実施しておりましたPCR検査、回答内容も全く変わっておりません。現実的に幸いにも野洲市ではクラスターは出ていません。だからこそ、未然に防いでおくということが重要なんです。実際、高齢者施設等を含めて、一度クラスターが出れば1人じゃないんです。2人、3人と広がっていくんです。そして、亡くなっていく方もそこで出てくる、これを未然に防ぐということが最大限の予防ということになるんです。

そこで、このPCR検査を実際、市で独自で行う場合、費用も発生するかと思います。その点は財政上の問題があることも承知しております。しかし、市民の皆さんに対しまして、このクラスターの発生を防ぐために、これだけの予算を費やします、厳しい中でも予算を使いますということを発表されても市民の方、私は誰一人反対する方はいないと思います。その点、もう一度この件でお答えをお願いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工藤議員がおっしゃいますように、このPCR検査をやらないよりはやるほうが効果はあるのではないかなというようにございしますが、私も全く効果がないということではなく、野洲市の現状では人材も財源も限られておる中で、効果的な対策ではないのではないかなというふうに考えております。今現在もおかげさまで野洲市は比較的感染者ゼロの日が結構続いておりまして、ありがたいことではございます。今しなくてはならないのは、PCR検査を多くの方にするよりも、新型コロナウイルスワクチンの早期接種を完了することが急務ではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ワクチン接種をすれば感染者がなくなる、ゼロになるというわけではないということはもうご承知のはずなんです。今、第4波ですが、このオリンピックというのを機会に第5波ということで感染者も増えるということも科学的見地の下で発言もされております。

もう少し中に入りたいんですが、項目の中でちょっと時間がありませんので、次へ移らせていただきます。

先ほど、荒川議員の質問、また行政側の回答にありましたように、64歳以下の問題が取り上げられておりました。市から出されていますこの64歳以下の計画、この点では漠然としたものはあります。確かに忙しい中で体制も組み直して取り組んでおられるということは重々承知しておりますが、もう7月末には高齢者を終了させようということもはっきりしているわけですから、次は何かといたら、やはり一般、つまり64歳以下の対応、この点での今まで報告されてきましたこの内容ではあまりにも漠然とし過ぎということで、緊急的にこの64歳以下の体制というのを取るべきだと思いますが、その点を再度お伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 再質問ということによろしいですか。

○議長（東郷克己君） 改めて。

○健康福祉部長（吉田和司君） 工藤議員の64歳以下の市民への接種計画についてお答えをさせていただきます。

64歳以下の市民の皆さんへのワクチン接種につきましては、現在のところ、7月1日に接種券を送付する方向で現在、準備を進めておりますけれども、基礎疾患のある方などにつきましては、予約開始日を先行して設けた後に順次予約を受け付け、接種を進めていく予定をさせていただいております。また、それ以外の方につきましても、8月1日からの接種開始を目指して予約の受付をする予定をしております。

また、終了時期につきましても、現時点におきましては、インフルエンザワクチンの接種が始まる前の9月から10月頃を終了目標としてはおりますけれども、今後、職域接種の進捗状況ですとか、市民の接種希望の割合、また国からのワクチンの供給状況等、不確定な要素が多くあることから、現在、政府が説明をしております10月から11月頃にまですれ込むということも今後、想定をしていかなければならないかなというふうを考えておるところです。64歳以下の方へのワクチン接種計画の現状については以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ワクチンと検査体制というのが両立していくべきだというふうに考えますけれども、この64歳以下のワクチンについて、先ほどの荒川議員のところで答

えを一部いただいたんですが、野洲市における今後のワクチンの配分、私が持っているのは先日の17日の京都新聞ですけども、野洲市に配分される配分箱数が4箱、接種可能回数というのが4,680ということが報道されました。国からの供給が2割減ということになったということで、自治体も非常に混乱しているということが報道されましたが、このようなワクチンの供給で、今、野洲市で取り組む64歳以下の接種計画、今、先ほど回答ありましたように、10月、11月で完了するとか、そういう計画にどの程度支障を来すのかをお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 工藤議員のワクチンの配分計画による接種計画への影響についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、現在、第9クール、第9回目のワクチン配分までの予定が示されておりまして、その中で第9クールは野洲市に対しては4箱、約4,000回分、もうちょっと多いんですかね、の供給がされる予定となっております。これによりまして、基本的には7月中に終了を目指しております高齢者へのワクチン接種、これはもう確実に行えるというふうに想定をしておりますが、それ以降については、現時点ではファイザー製のワクチンがどの程度供給されるのか、全くもって、情報は入っておりません。ちょっと、そこは我々も危惧をしておるところですが、基本的には国が責任を持って、供給をされるものというふうに考えております。

また、場合によっては、今後、モデルナ製のワクチンについてもどのように取り扱っていくかということは検討が必要となってこようかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長にお伺いしたいと思います。先月、市長との面談をさせていただいたときにお答えいただいたんですが、ワクチンのほうは手に入れるということについては、市から県のほうに対して要請をされた、そのことを検討しての供給になるわけですが、今回のこの4箱、実に近隣市と比べて、あまりにも少ない数値となっております。隣の守山市では9箱、栗東市では7箱、甲賀では10箱、草津で12、大津で25、東近江で7箱、野洲市だけ4箱と極端に少ないということに対して、これから市長、どういふふうに県のほうに対して申入れをしていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確かに4箱は少ないです。もちろん、野洲市にも潤沢にワクチン供給をお願いしたいということは、引き続きお願いをしに行きます。ただし、前回、8クルーのときはよそより多く、9箱頂いておりますので、人口割にすると、今、部長が言いましたように、一応、65歳以上は確保できたのかなというふうに思っておりますが、比較的というか、今、議員言われたように4箱は非常に寂しい、そやから、今後引き続き要望してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確保に関しては、市長、頑張ってもらいたいと思います。

○市長（栢木 進君） ありがとうございます。

○13番（工藤義明君） 次に、質問に入らせていただきます。

今回の議会の中で、減収で苦しむ市民の救済というところでは、予算が一部提案されております。この点につきましては、困窮者、特に個人的な困窮者というのはたくさんおられると、表に出なくて困っておられる方、こういった方々へのさらなる対策というものが必要と思いますが、現在提案されている以外に、考え、計画というのがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、市民部から減収で苦しむ市民への救済についてお答えさせていただきます。

当市では、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動の自粛に伴い厳しい状況におかれておられる市民の方に対し、市独自支援策として、5つの生活支援緊急給付金を支給するなど、迅速かつ効果的な支援を行ってきたところでございます。

令和3年度につきましては、国の事業として、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付けを終了した方等で、一定の要件を満たす生活困窮者世帯を対象とした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を行うため、今般、追加提案として補正予算を追加で提案させていただく予定です。

詳細につきましては、次回の全員協議会で再度ご説明させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 計画を具体的に行っていただきたいというふうに思います。非常に困っておられる方が声を出せないという方にも何ら手を差し伸べるということに全力を尽くしていただきたいと思います。

4点目の質問です。五輪開催、オリンピック・パラリンピックの開催というのを再延期、もしくは日本共産党としては中止をすべきということを訴えているわけですが、現在、インド株が今後第5波をつくり出すということが懸念されております。オリンピック開催の聖火リレーのセレモニー等は続いておりますが、世界から選手及び関係者が訪れ、感染拡大を広げることが国民の命と健康を脅かすことにつながるのではないのでしょうか。この点で質問をさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工藤議員の4点目の五輪開催は再延期か中止すべきとのご質問にお答えをいたします。

ご質問の開催に関する判断につきましては、I O C、国際オリンピック委員会が決定されるものでございますので、この場で私が五輪開催について見解を述べる立場にはないと考えております。したがって、中止すべきか否かのお答えは差し控させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長は、ここまでも私どもの質問、国に対しての意見を言う、こういったことに関しては一切市としては動かないという姿勢でおられるということの回答の一端が今回も述べられたわけですが、既に科学的根拠の下で、新聞紙上やテレビでも報道されております。一部報道によりますと、このオリンピック・パラリンピック、これに関して、最大でいけば、選手、関係者だけで約39万人の方がこのオリンピックのところへ集中してくる。つまり、また海外からは約8万人の方が選手、関係者の方が来ることがあります。さらに、その方々には感染防止のための待機とか、そういったことの特権が与えられ、早い人ですと、そのまま関係のところにもう行っていいというような、このことが報道され、専門家からは非常に危険な部分がそこに潜在しているということが言われております。こういったことから、今の命を脅かすオリンピックを開催する目的というものが逸脱しているのではないかということをおもも街頭でも宣伝をさせているところでは。

この点では、市長の答弁に対しましては、反論しますが、地方からも声を上げる、いく
ら政府の方針だからといって、問題がある点は問題があるんだという声を上げる、これが
非常に大事な点だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工藤議員のオリンピック開催について、コロナウイルスが拡大す
るということにつきましては、ある一定、その可能性もあるかなというふうには思います
けど、政府、I O C、東京都を含めてですけども、それなりに対策をして開催をするとい
うことでおっしゃっておられるのではないかとということでございますので、野洲市として、
それを今、開催が良いのか悪いのかという点につきましては、控えさせていただきたいと
思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 答弁は変わらないので、もうこれ以上、やめておきますけど、や
はり地方からの声というのは大事です。地方からの声、市民の声が、やっぱり政治を動か
すという点も改めて考え直していただきたいと思います。

次に、5点目に入りますが、秋までには総選挙が行われます。また、この野洲市での市
議会議員選挙、10月10日の告示ということが控えております。そこで、投票所や開票
所、ここでの感染対策というのが非常に重要なこととなりますが、この点はもう既に計画
がされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、投開票所の感染対策についてお答えをいたします。

昨年10月に執行いたしました野洲市長選挙の際も新型コロナウイルス感染症対応マニ
ュアルを作成し、マニュアルに沿った投開票所の感染対策を実施いたしました。主な対策
といたしましては、投票所での手指消毒の喚起、一定間隔の確保や定期的な換気、鉛筆や
記載台などの消毒等を実施し、特に大きな問題もなく終わられたと考えております。今年
度執行が予定されております衆議院議員総選挙及び市議会議員一般選挙におきましても、
そのマニュアルに準じた対策を行っていく予定といたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 肝心な点をお忘れかと思うんですけども、このままいけば、オ

オリンピック終了後というところでの衆議院解散総選挙ということが考えられるということになっております。4年前と同じように、衆議院選と市議選が重なって、同日選挙となった場合の投開票、これをあの会場と同じところでやられるというところで、本当に対策が万全だというふうにお考えでしょうか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） 工藤議員の再質問にお答えをいたします。

現在、報道等されておまして、同日選挙という可能性も十分ににらんでおります。ただ、投開票所の場所につきましては、野洲市内の施設は限られておりますので、場所につきましては、変更は考えておりません。ただ、おっしゃいますように、コロナ対策というのは万全にしていかなければならないので、投票所の環境、あるいは開票所の環境の感染対策に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 4年前に私も、投開票所の場所、消防のところですね。あそこであれだけのスタッフが集まるということで、どうやって感染防止が行われるのか、全く前回のことを想像するしかないんですけども、狭いといいますか、同日の場合、たくさんの人が集まって開票する、あの現実にご存じだと思えますよ。ちょっと今のお答えについては納得できないんですけど、もう一度お願いします。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） 工藤議員の再々質問にお答えをいたします。

確かにおっしゃるように、多くの職員が1つのところで、特に開票、密になるとは思いますが、事前の検温であったり、手指消毒、あるいは体調の管理、マスクの着用等、できる限りの感染対策をして実施する、現時点では予定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 次の質問に入る前にもう一度言うておきます。あれだけのスタッフが集まる場所に、今おっしゃるような対応は全く危機管理がされていない、計画がされていないということと同じことだということを私は伝えたいと。

次、6点目ですが、感染者の後遺症問題について、今、新聞等でも一部報道され始めました。昨今は感染者の方々の後遺症で脳に炎症を起こして、脳の血流が悪くなり、「ブレイ

ングフォグ」ということで苦しまれる方が報道番組でも紹介されたところです。症状としては、突然脳に霧が出たようになって、非常にひどい物忘れが次々と起こるということで、社会生活に大きな障害ということになっているということです。市内でそのような症状で苦しまれているようなこと、そういう事例はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、工藤議員の感染者の後遺症問題についての質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスへの感染が判明した方につきましては、現在は保健所の指導の下に治療等を実施することとなっております。市では個人情報をはじめ、詳細については把握をしておらないところでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、疫学研究が不足していることから、それぞれの症状と新型コロナウイルスとの因果関係はまだまだ不明なところが多いというふうにはされておりますけれども、今朝もテレビ等の報道でございましたが、最近では味覚、嗅覚異常のほかにも倦怠感ですとか脱毛、睡眠障害など、様々な症状が発生するということが分かってきたようでございます。

市では、感染者の個人情報は得ることができませんので、個々の方がどのような治療経過を経られ、回復状況がどうであるかといった状況は把握はできませんけれども、確認をいたしましたところ、これまでのところで市の健康推進課ですとか草津の保健所において、議員のご指摘のブレインフォグに関する相談を受けていないというふうに聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 事例が今のところ出ていないということは幸いかと思います。今後も保健所との情報交換をまた十分していただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の項目といたしまして、質問に入ります。

デジタル行政の推進による功罪について質問いたします。デジタル関連法案、この6法案が5月12日、国会提出からわずか3か月でのスピード成立となりました。関連法案はデジタル庁設置を含む5本の新案と個人情報保護法などの改正案60本を束ね、一括で審議されました。多岐にわたる論点がしっかりと議論されていないことへの批判があります。

最大の目的である行政のデジタル化に関しては、今なお多くの国民がある程度の理解はあるものの、プライバシー保護などに明確な内容が記載されていないことへの疑念と不安があることも報道されてところです。そもそも行政デジタル化を求める声が出されてきた

のは経済界からでした。登記や納税などの事務負担が膨大、国、自治体保有のビッグデータを使えば新ビジネスを創出するなどが理由でした。

基本法案では、国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、国が整理するガバメントクラウドを全省庁だけでなく、全国の自治体にも使わせようとしています。これは自治体の業務内容を国のシステムに合わせていく問題を引き起こし、地方自治を侵害するおそれがあります。ガバメントクラウドはデジタル庁が統括、管理するとありますが、データにアクセスできる職員の範囲も明らかでなく、制度設計が不透明です。また、政府が運営しているウェブサイト、マイナポータルでは、行政だけでなく民間サービスも含めて情報連携を進めています。マイナポータルを通じて、個人の所得、資産、医療、教育などの膨大なデータも集積しようとしています。

個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであり、プライバシー権は憲法が保障する基本的人権です。情報の自己コントロール権を保障する仕組みが求められます。

そこで質問いたします。デジタル化により、便利になる部分もありますが、行政が個人情報を集積したもの、これらが企業等に利活用しやすい仕組みとなります。守るべき個人情報が企業等の儲けの種にすることが行政の仕事かをまずお聞きします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の守るべき個人情報を企業の儲けの種にすることが行政の仕事かとのご質問にお答えいたします。

いわゆるデジタル改革関連法につきましては、その根幹をなすデジタル社会形成基本法の第2章に規定する基本理念は、全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、活力ある地域社会の実現等、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、国及び地方公共団体と民間との役割分担、個人及び法人の権利、利益の保護等、情報通信技術の進展への対応、社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応を規定しております。この法の基本理念は、申し上げましたように多岐にわたっており、中でも最初にうたっている、全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現に集約されていると言えるもので、決して国や地方公共団体が特定の企業の事業活動を支援する仕組みになっているものではないと理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） あとちょっと、再質問は次の2点目と少し重なりますので、併せていきます。

2点目といたしまして、非識別加工情報制度というものがありますが、ここでは匿名加工というのがあります。他の情報と組み合わせれば、この匿名で行っても個人を判断できるということの指摘もごさいます。個人が自分の情報を提供対象から外してほしいと要求すれば受け入れられるかどうかをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の個人が提供対象外とする要求をした場合、それが可能かとのこと質問にお答えいたします。

基本的には、個人情報をも復元することができないように加工されていることを前提としているものと考えます。しかしながら、現時点ではそれらの具体的取扱いの詳細がまだ国から示されておられませんので、ご質問の件が可能か否かはお答えいたしかねます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに詳しいことはこれからだと思います。しかし、皆さんにも知っていただきたいんですが、この問題では非常に短時間で法律が出来上がりました。その中でも問題点はいくつかあります。4月20日の参議院で平井卓也デジタル改革担当大臣がこう言っています。本人から自らの個人情報の利用停止や削減について請求できるという規定はないということも言われております。そこで今後、この非識別加工情報というのが自治体にも要請がされてくるかと思えます。この点で、自治体ではこの匿名加工情報制度の創設によりまして、管理リスクというものが増してきます。職員の方の過重負担ということが今後考えられてくるんですが、その点のことについて、今の時点で回答できるものがあれば回答していただきたいと思えます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ちょっと、先ほども申し上げましたけども、今、詳細なことが国から示されておられませんので、今、ここでどうのこうのということがなかなか申し上げにくいというか、申し上げられないということでご理解いただけたらありがたいです。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 国から指示が来ることは間違いないので、担当部署としては、

この点は十分研究されかけ始めているとは思いますが、このことは十分検討していただきたい。特に問題になるのは、個人のプライバシー権が侵害される、これが非常に問題として、ここに含まれています。これからもこのプライバシーの保護ということに関して、検討される部署については十分検討して、また先ほどと同じように物を言うべきことは県や国にも伝えるということは頭に入れていただきたいというふうに思います。

これ以上のちょっと答弁を求めるのも難しいので、次の3点目の項目に移らせていただきます。

3点目の項目といたしましては、公共施設でのバリアフリー拡充の問題についてお聞きいたします。中身といたしましては、コミセンやす、こちらの夜間出入口の改善を求めるということで質問させていただきます。市内に点在しているコミセンでは、コミセンやすを除きまして、正面玄関側に夜間利用者のための出入口があります。その正面側にはバリアフリーが車椅子等での方が利用できるようにスロープがあります。障がい者の方も安心して夜間利用ができることになっております。しかし、指摘しているコミセンやすにおきましては、夜間利用者は正面側でなく、裏口側に回り利用しなければなりません。そのため初めてあの会場で会議等、打合せ等、催しがされるときに、初めて参加される方はまず正面側に行かれます。そして、どこが出入口か分からない、うろうろされるというのが現状でございます。特にこの裏口のほうに出入口がございますが、段差もあります。ドアも幅も狭い。ほかのコミセン同様に正面側に夜間出入口を設置すべきではないかというふうに思いますが、ご回答いただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、工藤議員の公共施設でのバリアフリー拡充のコミセンやすの夜間出入口の改善についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在コミセンやすの夜間利用時は、2か所ある出入口のうち1か所の自動ドアは施錠され、残りの通用口から出入りをしていただいている状況でございます。この通用口は2段の段差がついており、また扉の有効幅も十分に確保できていないことから、バリアフリー対策について市においても検討した結果、車椅子利用者については、正面側の自動ドアからの出入りが可能となるよう鍵を変更し、利用団体にて開閉を可能とすることにより、バリアフリーでの経路を確保いたします。この鍵交換は既に業者と契約済みであり、7月末までには完了する見込みでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ここにパネルでお示しさせていただきます。今、回答がございましたように、これが裏口の場所です。ご覧のように、手前に約10センチ弱の段差があります。そして、ドア。ドアの前にも1段段差がございます。これが夜間利用される方々が通用する場所です。今、回答がございましたが、車椅子利用者だけが正面玄関側から利用できるということをおっしゃいました。実は車椅子利用者だけがこの正面から利用できるからそれでいいというわけではありません。

ここにはいくつかの問題点がございます。今のこの段差をよく見てください。この段差が、これは昼間撮った写真です。夜、雨が降る、月夜のない暗い日、このときのことを皆さん、一度見ていただきたいんです。照明がこの上でございます。このこちらの場所に照明があります。しかし、この照明の下にはひさしがあるんです。そのために照明が遮られます。実際、夜、ここを利用するときには暗い感じで出入りをします。まだ入るときは気をつけて入るという方が多いです。私どももそうです。しかし、出るときにこの段差のところが非常に見にくい状況、特に明るいところから外へ出るときは暗い場所へ出ます。足元は非常に見にくいんです。

さらに、その問題点と同時に車椅子利用者だけでなく、足の不自由な方も含めてここを利用するんです。そういった方が、やっぱり利用しやすいということ、優しい野洲市ということと言われるのであれば配慮すべきだと思います。ましてや、私、正面玄関の改造については難しい、非常に高額なお金が必要だと思います。しかし、現実にはコミセンやすだけが裏口へ回る、こういった実態、その実態を考え直して、改善の計画を立ててほしいというように思います。再度、回答をいただけませんか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 工藤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

コミセンの事務局のほうに確認した時点では、利用者から、今、議員がおっしゃったような要望は特に聞いていないというふうに私らも聞いております。しかしながら、議員のおっしゃっていることは、一定こちらもできれば上手にやっていきたいというふうに思っておりますが、それがどこまでできるかというのは、ちょっと今、即答はできませんが、内部でどういう形になるかは検討していきたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 行政の対応として、いつも問題になる点です。市民から問題点が指摘されていない。だから、何にも対応する必要がないというような回答はよく出てきます。それはおかしいのと違いますやろうか。誰であろうと問題点を指摘されたら、それが本当に問題があるのかないかを確認して、苦情が来る前、事故が起こる前に対応する、それが本来行政のやるべきことであって、率先してそこをやるべきだというように思います。今の回答だけでは少し不十分なので、具体的にこの裏口、つまり裏口の改善計画を具体的に進めるという回答をしていただけませんか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） コミセンは指定管理のために各自治連合会に指定管理をしているところでございます。実際の管理はその事務局が行っておりますので、そことも協議しまして、どういう形がいいかということは検討はさせていただきますが、具体的にどう進めるかについては、今、そことの協議もまだの状態ではお答えもしかねますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 時間もないので、あれですけど、今、先ほど私が発言していますように、コミセンやすだけが裏口から出入りになっているんですよ、現実には。こういった実態を異常というふうに感じない、こういった姿勢というのを私は指摘させていただきたいと思います。やはり、駅前が一番メインとなるべきコミセンやすが裏口からの入場と、こんなおかしいような入り方というのは本来、一番先に改善されるべきだというふうに思います。

また、自治会との話合いがこれからだということに思いますけども、それならば、市からこういったふうにしたほうがいいのではないかという提案もしたらいいんじゃないですか。自治会から何か物を言われるまで待つ、こういう姿勢というのは改めていただきたいと思います。最後に、その点だけの回答をお願いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほども申し上げましたとおり、指定管理という方法で実際には各自治連合会等に管理をしていただいておりますので、まず管理をしていただくところとの話合い、また実態についてお話をお聞きして、予算の範囲、または状況についてまた対応していくというのが本筋だと認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） その姿勢を私は疑っているんです。行政側から、提案をしてほしいと、そういった姿勢でないと全てが待ち、何かの問題点があったら、待つて対応する、こういった姿勢というのは改めていただきたいというように思います。これ以上、もう追及するのをやめておきます。

終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時55分といたします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8号、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、第4番、新誠会、橋俊明でございます。

今回は2つの質問項目にわたりますて、一般質問をさせていただきます。

まずは6月4日の読売新聞、ここがございます。「駅南口市有地から現地建て替え。駅南口、別の市有地、野洲市民病院候補地転々。財政危機。市長が方針転換」、このように大きく大見出しで、財政危機、市長が方針転換と掲載され、現在、新病院の候補地の変遷を掲載したインパクトのある記事となっております。

そこで、質問1でございます。市長就任から7か月の混迷した状況のこの記事に関して、市長の率直な思いをお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の野洲市民病院の動向についての中で、1点目の新聞記事の率直な思いについてということでお答えをさせていただきます。

市長に就任させていただいてから約7か月、その間、当時の計画の対案とした現地建て替え案を断念し、3か所の候補地を提案させていただきました。その3候補から立地場所を選定するに当たり、各候補地に様々な課題がありますが、駅前で病院を整備することは財政面で身の丈に合った整備を実現する上で、社会資本整備総合交付金を3か所の候補地のうち、駅前Bブロックのみ最大10億5,000万円の交付が可能であること、他の箇所では既に借り入れた病院事業債の一括償還が必要となるため、Bブロックを選定いたしました。

以上のように、これまでの病院整備を進めるに当たり、その都度最善の判断を行ってき

たことは間違いございません。今後はシンプルで経済的合理性のある身の丈に合った病院整備を、市民、議員皆さん全員の願いである早期に実現するため、全力で市長としての責務を果たしていく所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

その時点で最善の判断をされたということでございますが、最善の判断かどうか、それを含めまして、今回は候補地の変遷に関しまして市長の見解を求め、内容によってはただしていこうとするものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、ただいま出ていました現地建て替え断念については、3月1日の野洲市民病院整備運営評価委員会で表明し、3月16日の市民病院整備事業特別委員会で一連の報告を受けました。そこで、問2、現地建て替えの断念判断に至ったときの栢木市長の市民に対する思いをお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の現地建て替えの断念に至ったときの市民に対する思いについてお答えをいたします。

昨年の市長選挙において当時の計画の対案としてお示しした現地建て替え案について、野洲市民病院整備運営評価委員会において検証いただき、その結果を厳粛に受け止め、断念するに至りました。「広報やす」5月号でも掲載させていただきましたが、一日早い病院整備を進めるため、総合的に政策判断をした結果でございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） そこで、1点、再質問をさせていただきます。

市民病院整備事業特別委員会の翌日の新聞、ここにありますけども、栢木市長の側近からは、「いわゆる仮設についてもっと考えておくべきだった、調査不足だった」と報道されております。この側近という表現は誰を指すのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） それは何新聞ですか。

○4番（橋 俊明君） 毎日新聞の論調で書いていますね。解説で。

○市長（栢木 進君） 論調で書かれていることでありまして、特に側近でということに関して、誰と言われましても、誰を指してどうのこうのというのがちょっとここでは分からないということでご理解いただけたらありがたいと思います。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私が今回、この質問をさせていただいたのは、いわゆる仮設についてもっと考えておくべきであった、また調査不足であった、どちらかという、建築の専門的なコメントでございましたので、この解説の残りにはもう少し精度の高い対案を出すのもこれは難しいという主張もございましたので、そういった専門的なスタッフを抱えておられたという推定の下で、今回は質問させていただいたものでございますので、決してそういう俗に言われる、ちょっと取り巻き連中とか、そういうものではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、再質疑でございますけれども、今でも市長は現地建て替えについてできると話されている情報もございます。しかし、コロナ対策で断念せざるを得なかった。私はコロナ対策については間接的な要因であり、断念に至る直接的な要因ではないと考えております。そこで、現地半額建て替えについて、今でも可能と発言されているのか、確認をさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 一応ではなく、正確にBブロックで整備をするという決断をいたしましたので、現地建て替えは断念したということには変わりはないんですけれども、今まで、市長になる以前の話ですけど、いろんなところからいろんな情報を、インターネットとかそういうものから収集いたしましたときに、やはり狭隘な場所で、特に東京、大阪という大都市の中で病院の建て替え、運営しながらという実例があるということで、現地建て替えは評価委員会でもいただきましたように、不可能ではないということは私も思っております。不可能ではないと。ただ、いろんな課題がございます。だから、一つひとつ課題を見ていったことで断念に至ったわけでございますので、技術的に可能か不可能かということと考えたら、不可能ではないということは評価委員会で言っていたとおり、私も今も思っております。とって、課題が解決できるものではございませんので、総合的に見て、断念をしたということでございます。

以上、ご理解をよろしくお願いたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） なかなか難しいところなんですけど、これは今も答弁ございました。運営評価委員会を設置して諮問された。そして、結論は出された。これを結論を覆す発言をされてはまた市民が混乱すると思いますので、あくまでも注意をされるように要望しておきます。

現地半額の建て替えの断念と同時に3つの市有地を整備の候補地として挙げられます。問3を設けていますけども、あまり病院には影響ではございませんので、これはもう省きます。

5月10日の病院整備事業特別委員会では病院整備に関して、まず質疑を行い、徹底した討論を行いました。当初計画に予定してあった駅前Aブロックを選定候補地として加えることを可決いたしました。

そこで、再質をいたします。二元代表制として、特別委員会において賛成12、反対4で可決をされました。その思いをどのように考えているのか、市長にお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議会で議決されたということで、要望という形でお受け取りをいたしました。それは重く受け止めておりますが、私も昨年の選挙以来、いろんなところで答弁させていただいて、毎回ご質問いただいている中でもAブロックで病院を整備することはしないと、にぎわいの創出をすることを目的とするということで今日までさせていただいておりますので、そういうことも逆に議会のほうには二元代表制として、お酌み取りいただけたらありがたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 1点だけ、今の答弁の中で、選挙期間中に駅前Aブロックでは建設できない、選挙期間中はAブロックということをおっしゃらずに駅前ではできないということをおっしゃられましたので、それだけちょっと私の思いを述べておきます。

5月17日の運営評価委員会ではAブロックを別紙で示すという形になりましたけども、提示をされました。運営評価委員会からいろんな意見が出されました。市長は冒頭の挨拶だけでほとんど語られておりませんでした。当日の評価委員会での意見に対してどのような感想を持たれたか、市長に伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目のご質問で、評価委員会での意見に対する感想についてお

答えをいたします。

評価委員会の各委員の皆様から専門的分野、あるいは市民代表として貴重なご意見、ご提言をいただいたと思っております。利便性の高い駅前での整備を望む声も多く、最終判断のため、有意義な委員会であったと考えております。

今、橋議員が冒頭おっしゃいましたけども、この評価委員会で市長は何の発言もしなかったということでしたが、評価委員会の性質上、諮問をしている市長が委員会に対してあれやこれやと発言する場所はありません。あくまでもお聞きして、評価委員会の先生方から質問があればお答えするというような立場でそこにいさせていただきましたので、あえて発言をしないというわけではなく、発言ができない、そういう場であるというご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） そういった点は私も十分に理解はしております。

当日の運営評価委員会ではAブロックが良いとする意見が多くございました。ちょっとここに当日の資料がございます。駅前Aブロックは包括ケアシステムの核となり、職員の確保をする上でも最も活気ができる、収支経営上も望ましい。また、別の委員は市のマスタープランより適正な土地を決めるべき、今まで検討してきた流れで駅前Aブロックがいい。目標年次で開院を検討するのであれば、駅前Aブロックを再度検討すべきではないか、こういう意見もございました。

一方、やっぱり当然、Bブロックをとという意見が出されております。これは駐車場確保ができる条件でダウンサイズを行い、急性期を減らし、慢性期、回復期であるリハビリ、さらに健診に主力を移すのであれば、駅から徒歩が可能な駅前Bブロックでの整備が最適であると。これはまだ意見の一部でございますけどね。

今、栢木市長が申されました。運営評価委員会、諮問する立場でなかなか意見が述べられない。恐らくトラブルも多くなります。分かります。そういった意味で、会議終了後の囲み取材でこれは本音が出るといいますか、ある程度語られる。当然、新聞記者が評価委員会でどんどん意見が出てまいったということがございますので、栢木市長がどうなっていますかというような囲み取材でいろんな形で接触をされると思います。これはもう市長の宿命だというふうに受け止めておりますけどね。

当日の囲み取材でどのようなやり取りがあったか、ちょっと分かりませんが、翌日の新聞報道で市長のある程度本音が垣間見えたのではないかなと思っております。ある新

聞は、現状では2か所しか選択肢がない、Bブロックは細長くて無理だと書かれています。また、別の新聞では、駅前になると選挙で私に投票した人を裏切ることになると駅前整備を改めて否定しておられます。

そこで、再質でございますけど、この囲み取材のやり取りについて栢木市長から出された発言であるのか、確認をいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の囲み取材から一転、駅前整備になった要因についてのご質問にお答えいたします。

評価委員会後の囲み取材において、私の言葉足らずの点がございまして、私の真意が伝わらなかったことで、記者の方々に誤解を与えてしまい、あのような記事が掲載されたものと思われまふ。候補地の選定については、評価委員会開催後、その委員会の意見を踏まえるなどして、市長として総合的に判断を示したものでございませぬ。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） このような報道からの新聞だけでしか判断できませんけども、このやり取りにつきまして眺めまふと、当然、郊外型に落ち着くものと、新聞がそのように論調で書かれていますので、ましてや囲み取材からということでございますので、そこら辺で、しかし5月28日の特別委員会では駅前周辺、厳密にはBブロックをされた。

そこで、問5なんですけど、囲み取材から一転、駅前になった要因は何かを市長に確認をいたします。問5で尋ねております。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この囲み取材のときに郊外が良いとか悪いとかいうことも申し上げておりませぬし、私を支援していただいた方に対する裏切り行為ということも当日の囲み取材では申し上げておりませぬ。ただ、委員会の中で出ました狭隘な場所やとかいうような意見も最後までしっかり言えばよかったですけども、囲みやからいろんなことを言われる中での発言がきちっと伝えられてなかったということは深く反省をしております。私を支持していただいた皆さんに対して、Bブロックを選定することに対して裏切り行為とか、そこまでの発言はその時点ではしておりませぬ。いろんな評価委員会での意見をいろいろお聞きしている中で、やはり厳しい意見、厳しいとか、意見もいろいろございましたので、取りまとめて、きちっと精査した中で囲みというのはなかなかできないもん

ですから、いろんな心情等々、過去の発言を併せて新聞記事にされたのではないかなというふうに理解しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 新聞報道というのは、また新聞によって様々な論調がございます。いろんな考えを持った、また新聞記者によってまたいろんな考えの方もおられますし、また新聞独自の論調を示されるということもございます。我々は、先ほど申し上げましたとおり、囲み取材の、当然、これは同席はできませんので、そのことを考えるとそういう発言があったのではないかな。だから、あのようになら新聞報道、新聞で流す以上はそれなりの論拠なりを持って、示されたのではないかなと、このように思っておりましたので、尋ねたわけでございます。ちょっとこだわるようでございますけども、この段階で駅前になると、新聞の論調として、駅前になると選挙で私に投票したことを裏切ることになるという発言から、結果的には投票した人への裏切りになってしまったと、市民は捉える方もおられると思います。これは現地半額断念に続きまして、2回目の裏切りになるのではないかなと、私はこのように捉えております。

その要因は、やっぱり病院整備早期解決を求める市民の声とありますが、それを就任当初からAブロックの修正設計を中止して、その果てには現地半額建て替えを断念した。これは遅らされたのは市長ではないかなと私は率直に思っておりますけども、再質として、その点、市長の考えを確認、その点、いわゆる建て替えを断念した、遅らせたのは市長自身ではないかなという私の質問に対してお答えをお願いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 建て替えを遅らせたのは私の責任ではないかなというお尋ねですけども、先ほども申し上げましたですけども、市長になってまだ7か月でございます。その数か月間遅れたということは確かに私の責任かも知れませんが、この病院問題が発生してから10年が経ちます。10年経って、まだくい打ち1つできていない状況の中が、それが進んできたということの1つで、私がおの現地建て替えを断念したことが遅らせているということ、確かに遅らせたのは事実ですけども、それがどれだけの影響になるかということは野洲市にとって、市民にとって一番いい方法は何か、最善の方法は何かということをお判断した上で、それを決定というか、推奨していているわけですから、特にそれで無理やりでも物を進めていくというよりも、やはり一つひとつ、そのときそのと

きの判断というのが大事ではないかなというふうに思っております。

ただ、駅前、今で言うたら、A、Bという言い方が主になっているんですけども、本来、私が言っていました駅前ロータリー、駅前で120億かけて病院を整備することに反対してきた、その病院の位置というのが今のAなんです。だから、Aブロックで120億かけて病院を整備したら、財政上、野洲市、なぜ私が一番言っているのかというたら、野洲市の財政状況が非常に悪い、特に市長になってからいろいろ調査しましたが、本当に悪い状況です。だから、そういう状況下の中で選択肢をBに持っていったというのも大きな要因の1つやということをご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） まず、財政的な課題、これについては前面に大きく質問をしますが、この財政的な病院に関する課題は昨日、岩井議員との答弁もされました。当初からAブロックというのは当然、そういった病院債の関係を織り込まれて対応されるべきであると、就任早々の修正設計の中止から当然、想定される課題ではなかったのかなと。これが、こういった認識をするのが市長になる者の器量ではないのかなと、私はこのように考えております。

昨日の一般質問、非常に栢木市長の性格が出ているのではないかな。歴史へ物語るように、1つは織田信長のような、どちらかという強引なやり方、一方では、これは歴史の本で書いていますけども、豊臣秀吉、あの方は人たらしと言われるぐらい、人間の心理に入っていて、うまいことまとめていく、その両方の性格をきちっと併せ持った人格ではないかなと思ひまして、昨日のやり取り見て、一方では強引なやり方を選択された、一方ではきちっとフォローもされるということもございました。昨日の一般質問を聞いておりました。終わってから、私のほうにいくつか電話がかかってきました。いわゆる議員の方ですけども、ちょっとあのやり方はおかしいんじゃないの、特別委員会はどうやって結論を、特別委員会は、いわゆる3案の中で駅前、体育館の裏、そして中主のほうのところをまずは駅前で決着をすべきやと、そこまでは共通認識にしましょうということで落ち着きました。ただ、A、Bはまた議論すると長くなるから、こういった6月議会の一般質問を踏まえて考えていきましょう、こういう結論でしたけども、あくまでもBブロック、そのように説明はされました。しかし、十分な議論もされていない。あれは強引じゃないのという形で、早急に特別委員会を開くべきやという電話もございました。ちょっと待つてく

ださい。私は特別委員会の委員長だから、そこまで断言はできない。肯定はできない。あくまでもそういう意思があるのであれば、仲間を募って開催するような内容の仲間を集めて、まだ文書を出してくださいよという形で切っておりましたが、かなり、やっぱりいろんなところで昨日の発言は波及をされております。

そこで、問6に移りますけども、Bブロックのほうについては、特に敷地の狭さ、先ほど出ておりますけども、それが大きな課題でございました。特に当然、懸念されるのが病院機能への影響でございます。この病院機能の影響について市長にお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 織田信長と豊臣秀吉を足したものということで、どういうふうを受け止めさせていただいたらいいのか、複雑でございますが。ひょっとしたら、徳川家康かもわかりませんので。

6点目の病院機能への影響についてのご質問にお答えをいたします。

田中議員の質問でもご回答いたしましたように、今後、病院整備の基本構想及び基本計画を進める上で診療体制、病床数などを含め、病院機能について検討してまいります。現市立野洲病院よりも敷地面積は狭くなりますが、容積率が400%の土地であり、評価委員会でのご意見がありましたように、十分建築が可能な面積があり、必要とする病院機能への影響はないと考えております。身の丈に合ったシンプルかつ経済的合理性のある病院整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） そこで、再質をさせていただきます。

昨日の一般質問のやり取りの中で、いわゆる基本構想、これを発注するという形を答弁されたと思うんですけども、これを、基本構想でありますので、当然、Bブロックに絞って基本構想を出されると思いますけど、そうなったときに、いわゆる条例、新市民病院の場所は野洲市病院事業の設置等に関する条例で野洲市小篠原2203番地の1、すなわちAブロックに定められておりますので、まず基本構想を発注する前にこの設置等に関する条例、これの改正が必要であると私は当然、思っておりますけども、その辺りの認識を伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 橋議員の再質問、条例改正についてお答えをさせて

いただきます。

まず、設置条例上の設置とは、住民の利用に供する施設の使用を開始することをいいます。病院でいいますと、病院を開院し、患者を迎い入れ、開始することをいいます。現在の設置条例は平成28年、基本計画後の基本設計段階で条例を制定しており、本来なら、開院の直近の議会において設置条例を制定すれば足りるもので、異例の時期に制定をされています。このように駅前Bブロックで整備を表明した今の時期に直ちに改正する必要はないと考えています。

次に、設置に係る条例において、病院の位置は附則で当分の間は現市立野洲病院で規定されており、条例上は適合していることから、新たな構想を検討する前に必ずしも改正は必要ないと考えています。

いずれにしましても、今後、設置条例の位置などを改正する必要がありますが、次に進める基本構想、基本計画を策定する中で、配置や収支計画などを明らかにし、条例改正の根拠づけをしてから改正する予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） この今の答弁を聞いていますと、基本構想なり基本計画を発注する。そうしますと、この基本構想というのは条例からいうと、野洲市小篠原、Aブロックに、条例からいいますと、そういう形になりますので、条例上はこの基本構想は駅前Aブロックで発注するというふうに理解をされると思うんですけども、それが事務的な手続としては、私はそうだと思いますね。この辺りの見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 橋議員の再々質問にお答えします。

ちょっと先ほどの答弁とも繰り返しになりますけども、現在の設置条例を直ちに改正する必要はないとあくまで考えております。その改正する根拠づけをするためにも、基本構想、基本計画に進みたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 先ほどからも何度も言うてますとおり、そうすると、基本構想の発注は条例上はAブロックでの基本構想になってしまう。そんなん違いますね、条例上の解釈は。だから、そこら辺に矛盾点があるんじゃないの。だから、その前にそういった矛

盾点をなくすために、先に条例改正をすべきだろうと思いますけども、見解を再度求めます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 橋議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁のちょっと繰り返しになりますけども、設置条例上の設置とは、住民の利用に供する施設の使用を開始することをいうということで、まだ開始はしておりませんので、それまでに条例については改正していけば十分だというふうに考えておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） その辺りのちょっと解釈が違いますので、引き続き、我々は検討課題として取り上げていきたい、このように考えます。

匿名で私宛てに文書が配付をされてきました。これは市長が後援者に送信している文書です。突然、長文をお送りして申し訳ありません。以下、続きますけども、私は私を応援していただいた皆さんに対して、うそをついたり、裏切ったり、民意をないがしろにしたとは思っていません。ただ、続くメールでございますけども、財政の問題も触れておられません。前市長の責任だということもおわせるような文章でございますけども、最後に、私を応援していただいている方に良い顔ができることを第一に考えれば、JAの横に病院を整備することなど、提案するはずがありません、それだけは信じていただきたく、よろしくお願いをいたしますというような言葉で締めくくりをされております。

このメールの真意を、まずは市長に確認させていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私のプライベートのメールがお手元にあって、それを今、ご質問の中で言われておられます。全文を読んでいただいてからお答えをいたします、そのメールの内容を。よろしくお願いたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） いずれもまだ時間がございますので、それでは、読ませていただきます。突然、長文をお送りして申し訳ありません。本来なら、お会いした上で病院整備の経緯をお話しすべきところですが、取り急ぎご説明の文章を送信させていただきます。私は私を応援していただいた皆さんに対して、うそをついたり、裏切ったり、民意をないがしろにしたとは思っていません。私は本来、野洲市の財政状況からして、駅前ロータリ

一Aブロックで120億円もかけて、病院整備することに対して反対をしてきました。駅前には商業施設等を整備して、にぎわいのあるまちづくりをすべきであると言ってきました。市長に就任して、病院整備を進めるに当たり、様々な課題が上がってきました。思っていた以上に財政状況が危機的であることに加えて、挙げ句にも駅前ロータリーに約12億円の病院債という借金をされていました。この病院債は駅前以外に病院整備をする場合、全額一括返済しなければならず、今現在、野洲市ではそれだけの財源がなく、他の方法で何とかならないか検討いたしました。どうしてもならず、やむなく駅前ロータリーにはにぎわいが創出できる民間の力で商業施設を整備して、JA横のBブロックに病院を整備することによって、病院債の全額一括返済が減額され、駅前の市街化区域へ公共施設の整備することにより、社会資本整備交付金約10億円が受けられることになり、現在の野洲市の財政状況から考えても致し方ないと判断しました。野洲市の30年後、50年後のことを思い、子や孫たちに少しでも将来負担を押しつけないためにと考え、決断しました。財政状況が厳しいのは、今までの野洲市市政運営は収入を増やすことをせず、基金を食い潰してきたことによるツケが回ってきたことが大きな原因だと思います。今後はふるさと納税の推進や人口増につながる施策を推し進めてまいります。今まで私を応援していただいたことを後悔していただかないためにも納得していただける仕事をいたします。

結びにお願いがあります。私は野洲市民の将来のことを真剣に考えて仕事をしています。私を応援していただく方に良い顔ができることを第一に考えれば、JAの横に病院を整備することなど、提案するはずがありません。それだけは信じていただきたくよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 全く今、橋議員、申し訳ございません。貴重な時間を割いて申し訳ございませんでした。ただ、全文をお読みいただかないと、この中身の一部だけを取って申されますと、私の真意が伝わらないかなというふうに。全文、中も私の真意でございませぬ。ただ、最後に申し上げた文章がちょっとこれ、解釈されるのに、迷惑をかけているかなというふうに思うんですけど、ただ、私が私を応援してくれた方のことだけを思って市政運営をするならば、支援者にはいい顔はできるやろうけども、そうじゃないんですと、皆さんからいろいろ支援していただいている方からも、お叱りや裏切りやないかと言われることを覚悟した上でこの決断をさせていただいたと、この決断というのは何かいうたら、

そこにも書いていますように、市の30年、50年、先々を考えた上で、今のこの財政の厳しい中で、身の丈に合った病院を整備していかないと病院自体、また野洲市の財政自体がもたないという判断をしたということでの支援者に対して送らせていただいた文書でございます。それはご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今、身の丈に合った整備、これは選挙期間中もお話をさせて、よく聞いたフレーズでございますけども、最終的にその身の丈に合った整備が結論的には断念せざるを得なかったということにもなってまいりますので、そういった辺りも十分配慮して、文書は出していただきたい。

それと、市長はよく丁寧な説明、市民への丁寧な説明とおっしゃいますけども、こういった内容をきちっと伝える、整理しただけではなしに、そのことを強くお願いをしておきます。

その財政状況について課題になってございますので、次に移っていきます。

野洲市の財政状況について、質問いたします。まず、野洲市新病院の整備をめぐりまして、財政状況が大きな案件となっております。先ほどのメールでも、「野洲市の現在の財政状況が厳しいのは、今までの野洲市財政運営は収入を増やすことをせず、基金を食い潰してしてきたことによるツケが回ってきたのが大きな原因だと思います」と書かれています。

「野洲市財政運営は収入を増やすことはせず」とありますが、今までの前市長は安定した財政を図るために都市計画税徴収に踏み切りました。これは申し訳ございませんが、市民の方々にも負担が増えることとなりますが、県内JR琵琶湖線沿線では、大津市から草津市、栗東市、守山市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市と都市計画税を徴収し、都市基盤整備事業を展開されてきました。当市では、都市基盤整備を遅らすことはできませんので、一般財源、補助金、起債等を財源として整備を進めてきました。こうしたことにより、当然、福祉や教育などにも影響をしてきたこととなります。前任者は財政の安定した収入を図るために、火中の栗を拾ったこととなります。それを選挙の公約で都市計画税の今年度の見送りを提案された。こうした政策判断が厳しい財政状況を招いていると思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の野洲市の財政状況についての1点目、政策判断が厳しい

財政状況を招いている大きな要因とのお質問にお答えをいたします。

本市の長年の課題であった安定した財源確保を図るために都市計画税の導入を踏み込まれたことにつきましては、十分認識をしております。確かに施政方針でも申し上げましたとおり、人口減少と少子高齢化時代への対応、教育、福祉施設の充実、地域医療の確保、安全で快適な道路整備といった多くの課題へ対応が必要であり、令和3年度の当初予算編成は非常に厳しい状況の中で行ったことから、全ての要望に応えられなかったことにつきましては、非常に残念な思いでございます。しかしながら、議員ご指摘の都市計画税延期を要因として厳しい財政状況を招いたものとは考えておりません。厳しい財政状況であるため、財政改革が必要であるということは、私が市長就任前から訴えてきたものであり、それを解決すべく、本年度新たに行財政改革推進室を設置し、改革に取り組むプランを策定しているところでございます。そのプランの策定を進める中で、財政状況悪化の要因についても分析しているところであります。

いくつか要因を紹介させていただきます。1つ目としましては、市がサービスを直営化している業務が多く、経常的な経費となる人件費の割合が同規模の自治体と比べて非常に高いこと、2つ目としましては、機能が重複すると考える施設の集約化が進んでいないこと、3つ目としましては、今後増大することが明らかな公共施設等の長寿命化や更新といった、いわゆる老朽化対策に要する経費に充てる財源が用意できていないことなどがございます。これらに関しましては、今までの行財政運営において、適切な対策が講じられてこなかったことが、現在の財政状況悪化の要因につながっているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） やはり都市計画税3億5,000万、これは、やはりよく利いています。ボディーブローのように利いております。先ほども栢木さんにおっしゃいました。為政者、政治をなす者は、こういった厳しい状況では、やっぱり何らかの手を打つことが求められている。当然、かつては野洲市も財政が非常に厳しい状況でございました。平成22、23年度では野洲市財政健全化集中改革プランによりまして、財務体質の改善を図りまして、約6億3,700万円のみなし効果を生み出しております。また、平成26年度から平成30年度の5か年で取り組んだ行財政改革推進計画では、旧消防署跡地の売却により6億円など、9億4,000万円の効果を生み出しております。最近では、三上小中小路工業団地の事業展開により生まれた土地売却により10億2,000万円の収入が

図られております。

安定した財源確保という観点で新たな収入確保策を考えておられるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 都市計画税につきましては、コロナ禍で非常に、市民、企業も、中小企業、零細企業、いろいろございます。市民生活もございます。その中でコロナ禍の1つの対策として、1年間の延期をさせていただいたということで、都市計画税を否定しているわけではございません。そしてまた、今も申されましたですけれども、新たな税収確保ということなんでございますが、やはり議会からもご承認、今、提案させていただいてますふるさと納税というものを取り上げさせていただいて、返礼品のついたふるさと納税ということで取り組ませていただこうと。いろんな、様々なことで税収を図れるようなことを今後また検討していかなければならないのですが、議員は行政経験豊富な方でございますので、税収を商売のように、物を売って収入を上げるというようなことはなかなか難しい部分がございますので、やはり行財政改革ということで集中的に重複しているような施設を1つにしていくとか、これ、誰かがしていけないかん部分でもあると思いますので、またそういう判断をさせていただこうというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ふるさと納税に関しまして、先般、びわ湖放送を見ておりましたら、鮎家の跡地、これが辛子明太で全国的な販売網を持っている、かねふくが「めんたいパーク」として事業を展開されるという報道がございました。非常に野洲市としてもうれしいニュースでございます。また、先ほど申されましたふるさと納税についても、これは追い風になるのではないかなと思っております。ただこのかねふくの「めんたいパーク」につきましても、全国で6店舗を、6つのテーマパークを開設されておる。これは7つ目。近畿はどうも神戸の三田のほうにあるということでございますので、当然、過当な競争も想定されますけれども、やっぱり野洲市の、いわゆるメリット、例えばエビとかアユとか、そういう湖産のものとセットにして売り出す。また、山手のほうに行きますと、私らも生産森林組合でシイタケも栽培していることもございますので、そういったセットで売り出すということを検討願いまして、やはり文句ばかり言っておられませぬので、この厳しい財政状況を議員も市民も一丸となって乗り切らなくてはならないということになりますの

で、そういうことも強く意識して、問3 ございますけども、もう時間がございませんので、今後、税収の確保に向けまして、これは一生懸命お手伝いさせていただきますので、今後とも全力で投球するようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 野並享子です。

質問をさせていただきます。第1点目、保育行政について質問をいたします。

第1、小規模保育事業の変更について。国は2000年から公立保育所運営費の国庫負担金の廃止と一般財源化を行い、民間保育園に対しては補助金を出し、公立保育園は地方自治体で運営すべきと一般財源化を図り、国庫負担金を出さない兵糧攻めにし、官から民への強制的な移行を進めてきました。さらに、待機児童解消のために幼保一元化、幼保連携という名の下に、幼稚園での長時間保育や認定こども園など、就学前の保育行政は大きく変えられてきました。公立保育園は減り、民間保育園が増え、2015年の骨太方針により、保育を産業として育成することになりました。さらに、2015年から子ども・子育て関連3法案が実施され、待機児童解消のために小規模保育が地方自治体の事業計画で実施できることになりました。しかし、保育現場からは子ども・子育て関連3法案については、保育士の資格が2分の1で、あとは研修をした者でいいとか、給食は業者からの搬入も可能とか、園庭がなくてもいいとか、アパート、マンションの部屋や空き家でも可能とか、これまでの保育園の基準から下がった基準となっていると反対の意見が多くありました。

野洲市においては、この小規模保育は、保育水準が担保できないとして実施しないと言われ、野洲第三保育園の建て替えによる増員や野洲幼稚園の移転により、長時部、短時部によるこども園で公的保育での拡充を計画してきたと思います。しかし、栢木市政により、2022年からこの小規模保育事業を行うことが3月22日の子育て支援会議で明らかになりました。本来なら、待機児童解消のためなら、保育園の建設ではないかと考えるが、小規模保育事業が保育の水準を担保できないという、これまでの方針転換に対しての見解

を市長に尋ねたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の1点目のこれまでの方針に対しての転換に対しての見解についてお答えをいたします。

まず、小規模保育事業とは、国の制度として平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度により事業化されたもので、定員を6人から19人、対象年齢をゼロ歳から2歳児とした市町村による認可事業のことであります。市では、国による制度化がなされた時点で、市の条例である野洲市特定教育・保育施設及び特定教育地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等を定めており、必要に応じて実施できるものであると認識いたしております。今までは公立、私立の認可保育所（園）の施設整備等より面積的な確保を進めると同時に、保育士不足の解消のため、人材バンク事業等に取り組み、待機児童の解消を目指してまいりました。

そのような中、保育ニーズの高まりにより待機児童が多く発生し、面積的にも不足が見込まれる状況になり、これを早急に解消するため、1歳から2歳児の待機をピンポイントで解消できる速やかな対策として保育の対象年齢をゼロ歳から2歳児とする小規模保育事業を積極的に活用することとしたものであり、先ほども申しました市条例に基づき行うもので、保育水準が担保できないということではなく、既に制度の確立がされているものを活用するということであり、方針転換には当たらないものと考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今までは、取りあえず基準が緩和されて、全員保育士でないと駄目だというのが半分でいいというような形で、保育の質が低下するということが、野洲市はしてこなかったんですね。だから、方針転換だということ。条例上はあっても、大きな方針転換だと思うんです。こういう転換というのが内部でいつからどうのように議論をされてきたのか、お尋ねしたいんですけど、栢木市政になってから変わったと思うのでね。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

確かに今まで公立の園、議員もご承知のように、野洲第二保育園、野洲第一保育園、そ

れから三上保育園と、老朽化と耐震化に課題のあった公立園の建て替えに傾注して、そこで、待機児童がいるということで、面積と定員を拡充して、またそれと並行して、竹ヶ丘、それからあやめ保育所さんの移転と面積の拡充と定員の拡充、それと人材の確保で待機児童を解消するという方針になっているんです。

しかし、それでもなおかつ保育ニーズの高まり、待機児童が依然として減らない状況だということで、昨年、ちょっと時期は、私はそのとき確認していませんけれども、早急に、昨年10月に今年の4月の申し込みを受付します。それで申し込み状況と人材の確保の状況を鑑みたときに、また待機児童が多く発生するというので、そこから議論が始まったものと認識しております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） やはり、次の段階は野洲第三保育園の建て替え、そこで増員を図っていくというふうな計画であったと思うんですけども、そういう道はどういうふうになったんですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） では、野並議員の再々質問にお答えします。

確かに第三保育園につきましても、老朽化が進んでおります。当初の第二期の計画では新築移転を計画するというような計画もあります。ただ、財源等、それから用地の確保、それから設計とやっておりますと、複数年の期間がかかるということで、現に今、昨年ですと、7月時点で52名、今年の4月時点で40名の待機児童の方がおられる。そして、その方たちが預けて働けない、働きたいのに働けないという市民の課題、保護者のお困りの状態、そしてどうしても働かなければならない方が、以前、議員のご指摘にもありましたけれども、一時保育を恒常的にご利用されることで、本当に困ったとき、急な病気ですとか、急にお葬式ができたという、急に預けたいときも預かれないというような、そういった非常に大きい課題があります。ですので、これをピンポイント先の時間がかかるよりも、この小規模保育事業というのは比較的短期間で整備ができますので、そちらで待機児童の解消を図ろうとしたものでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） また、後でもうちょっと突っ込みたいと思います。

第2点目の政策のこの転換に対しての公表であります。小規模保育事業を行うという大きな政策転換ですが、3月22日、審議された子育て支援会議の資料が市のホームページに公開されておりました。しかし、議会に説明されたのは4月22日の全協であります。まちづくり基本条例17条では、「市は市民の知る権利を保障するために、保有する情報を公開するとともに、市民に必要な情報を提供します」とあります。また、議会基本条例の第10条、「議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。1、提案に至るまでの背景と経過。2、他の自治体の類似する政策との比較検討。3、市民参加の実施の有無とその内容」。当然、3月22日の審議内容は、大きな政策転換であり、市ホームページにアップするときに議員や市民に公表すべきであります。さらに、予算を伴うものであり、説明が必要であったと思います。

このような基本的な認識が市長にはなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の政策の転換に対しての公表についてお答えいたします。

1点目で申しましたとおり、既に条例があるもので、方針転換には当たらないと認識しておりますが、新たに取り組むという内容でありますので、広く市民や議会に速やかにお伝えすべきものであると考えております。

そこで、3月22日に開催した野洲市子育て支援会議については、事前に市広報や市ホームページで実施日を掲載し、公開で開催しています。会議では小規模保育を積極的に実施していくという点で改正を行った第二期子ども・子育て支援事業計画の一部見直しについて承認をいただき、当該の結果についてホームページに掲載いたしました。また、4月の全員協議会でこれを報告したものです。さらに、今回の6月議会で小規模保育事業者への小規模保育改修費等の補助金について補正予算を提案しご審議いただくもので、議会審議においても順を追って説明させていただいているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 条例にあるからやったという、それはそれでそうかもわかりませんが、しかし公開で行っていたんだから、要は議員がそこに聞きに行っていなかったからあかんというふうなことをおっしゃるわけですね、結局は。公開しているのにそこになかったから、行ってなかったから。委員しかそこには行っておられないわけですよ。で

すから、議会の議員がいろんな委員会、審議会、様々な部分に全て出ていかなければ情報を得ることができないというふうな、それは、やはりちょっと横暴ではないかと思うんです。この会議録というのがアップされているので、読みました。私はアップされているというのは知らなかったの、アップされているのを市民の方が見て、私に聞かれたんですよ。でも、本当に知らなかったから、議員が知らんのかというふうなことを言われました。

ですから、この中でもいろいろとこの1歳、2歳の子どもを引き受けることに対して民間で想定しているのか、公立とするのかとか、保育士はどないするんやとか、いろんなことがメリットがあるかもわからんけど、デメリットの部分についても議論がされております。ですから、こういった、せめて議事録の会議録ができた時点で議会に会議録のアップをしましたとか、何か情報があれば、そのときに検索することができるんですよ。

やはり、そういった市民にとって大きな問題があるという、2000年からの状況と2015年のこの法律が、関連3法案が実施されたことによって、そのときにすごく全国的に大問題になったんです、この小規模保育の事業ということに対して。あの当時、本当にどのところにも、新聞にもいろんなところで保育者の方々のコメントやら、いろんなことが載っていたので、私も記憶しているんです。すごく問題があるなというふうなことを思っていたので。野洲はしないということを聞いていましたからね、前市政のときには。だから、あんまりアンテナを立ててというふうなことをしてなかったの、それが栢木市政になってという。

現在、聞いたら、もう10月の時点で、待機児童が多いから、内部で検討していたということですからね。そうしたら、そういうふうな方向転換、今までしないと言っていたことをするんやというふうな意味においては、やはり大きな方向転換だというふうに思います。ですから、これは本当に全協でも、私が発言しましたように、もっと本当に行政が持っている情報というのは、議会基本条例とかまちづくり基本条例とか、そういうところ辺をしっかりと認識をしていただきたいということで、これはちょっとここで言うおきまず。次回からぜひお願いします。

3点目に小規模保育のデメリットに対する対策についてお尋ねをいたします。

6人から19人までの小規模保育は保育士の資格者は2分の1で、あと研修した者でいいとか、給食は業者からの搬入も可能とか、園庭がなくてもいいとか、アパート、マンションの部屋や空き家でも可能とか、これまでの保育園の基準から下がった基準となっています。全国的にも、また県内でも小規模保育が増えてきています。草津市で18園、守山

市で7園、栗東市で7園。そのうちマンションなどの部屋で行われているのが栗東市で1か所、守山市で2か所、草津市で11か所です。

全国的には民間の保育園経営者が行ったり、チェーン店が行ったりしていますが、多くの課題が指摘されています。3歳以降の連携の保育園の不足。また、園庭がない保育環境。外注の給食。保育士不足。定員以下になり経営を圧迫している。何より保育水準が確保されていない。行政はこの課題を認識しているのか、またどのような対策を考えているのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小規模保育事業所のデメリットに対する対策についてということ、3点目の小規模保育事業のデメリットに対する対策についての1点目、小規模保育で保育水準が確保されていない、行政はこの問題を認識しているのかとのご質問にお答えいたします。

まず、議員のご意見では、民間の保育園経営者等が行うため、保育水準が確保されていないとのご指摘のように聞こえますが、小規模保育事業の制度は、既に全国で展開され確立されている制度であります。さらに、本市では基本的に認可保育所とほぼ同様の基準である小規模保育事業のA型を導入する考えであり、認可保育所との差異はないと考えています。民間が行うからといって、保育水準が保てないというふうには考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうしたら、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。保育水準が下がっていない、水準は低下していないということをおっしゃいましたが、そうしたら、お尋ねいたしたいと思います。今回、補正予算で改修工事として1,800万円、2園分が計上されています。今後、業者の選考をされていかれると思うんです。このときの選考基準、これが国基準で選考されていかれるのか、また野洲市として自園調理とか、全員有資格者とか、園庭の確保とか、ほふく室の確保とか、いろんな水準があります。それを今現在、行っている公立保育園の面積、保育室の面積がありますね。1人当たりゼロ歳児でほふく室やったら3.3平米とか、乳児室やったら1.6平米とか。これは国の基準ですけども、野洲は野洲の基準を持っておられると思うんです、建設をしていくにおいて。その水準を確保するような、そういうような小規模保育の基準をされるのかどうか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、市長のほうも答弁させていただきましたように、小規模保育事業のA型を想定いたしております。当然、A型ですので、保育士の資格、国の基準、ゼロ、1、2の基準にプラスアルファ1名の保育士、全員保育士資格を持った職員で運営されるA型を想定いたしております。園庭と屋外遊戯場につきましても、今現在、認可の保育園でも、あやめ保育所の小篠原分園もそうですけれども、必ず園庭が必要じゃなくて、近隣に代替えとなる施設があれば、それで認可のほうも可能となっていますので、小規模保育においても同じ条件と考えております。

また、保育室につきましても、今、議員おっしゃられましたように、2歳児以上でしたら、保育室は1.98平米以上、ゼロから1歳児は3.3平米以上という、その基準で認可のほうを同等の基準で思っています。

それから、給食につきましては、原則として、調理施設を備えて、自園調理、ただし近隣に系列の連携、ただし外から搬入する場合はすぐ近くの連携施設等、社会福祉法人が運営するところからの搬入に限っては認めますが、原則は自園調理というふうに考えております。

そういった条件をつけて、きちっと基準が満たされているかどうかを審査した上で認可を行うものとするとしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 市の基準のと通りの面積を確保するというところで行うということですね。

そしたら、次のところに行きます。次、Bとして、3月22日の子育て支援会議の会議録では、市内外から問い合わせがあると書かれていますが、市外の事業所なら、卒園後の保育の保障があるのか、また他市の保育園に通わなければならない状況になるのではないのか、保護者にとっては不便になるのではないかと思います。また、市内の事業者でも、卒園したら系列の保育所や近くで連携した保育を継続できる状況があるのか、マスコミでも問題になった3歳の壁の解消はできるのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小規模保育事業のデメリットに対する対策についての2点目の3歳の壁の解消はできているのかのご質問にお答えいたします。

3歳の壁とは、端的に申しますと、ゼロ歳から2歳児が利用する保育施設に子どもを預ける保護者が3歳児以降の預け先を探すことに苦勞する問題と認識しております。確かにゼロ歳から2歳児を対象とする小規模保育事業では卒園後の受け入れ先である連携施設の確保が必要となります。このことについては、基本的には事業者において連携施設を確保することとしていますが、公立園でも3歳から5歳児の受け入れを検討し、利用調整する方法を考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この問題に関しましては、内閣府が通達を出しております。その中で、各事業所が確保することを基本とした上で公立の施設を連携施設として設定するということが出されておりますので、このとおりにやらんやらんやろうなというふうに思います。

この部分で民間の方がされて、そこの園で、連携できる園で解消できるんだったらいいんですけども、公立園であちらが空いていますよ、篠原保育園が空いていますよ、三上保育園が空いていますよというふうな形で、空いているのにそちらを選べないという人が存在すると思うんです。チャリでしか子どもを保育園に送っていけない方々もたくさんおられますからね。みんなが車で行っているわけと違いますから。そういうところ辺で、そのような事態に遭ったときに、どういうふうに本当にスムーズにその希望に合わせていけるのかどうか、そこら辺り、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 市長の答弁で申しますと、基本、参入される事業者さんと連携して、3歳以降の空きというのは確保していただくのが原則ですけども、議員ご指摘のように、なかなかそれが、そこが難しいという場合について市長が答弁いたしました。公立園での利用調整を考えて、その折に、確かにご希望の園になかなか利用調整がしにくいということも出てくる可能性がございます。ただ、野洲の場合は公立の幼稚園が他市に比べて、朝8時から夕方6時まで預かり保育を実施しています。そういったところで、どうしても地理的なことですか時間的なことの条件が合いましたら、そちらのほうも利用調整も含めて、保護者さんがお困りにならないように対応していきたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当にこれが3歳の壁です。実施されるということで、そういうふうなことが野洲でも起こらないようにやっていただきたいと思います。

じゃ、次点のところに行きます。

4番目、待機児の解消のためには保育園建設が必要ではないかと思えます。公立保育園や幼稚園の幼保連携の認定こども園において、長時部、短時部の形式で同じ園舎で保育を行ってきました。また、幼稚園でも預かり保育を行い、働く人のニーズに合わせた保育が行われてきましたが、近年、3歳未満の待機者が急増しています。これは保育所が不足しているのであって、野洲、祇王、北野、中主には保育所の建設が必要であると考えます。建設用地の確保など、市としての展望が必要ですが、検討されているのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の待機児童の解消のためには保育所建設が必要ではとのご質問にお答えいたします。

本市では、待機児童対策は喫緊の課題であると考えており、早急な解決策として、まずは小規模保育事業の導入により待機児童の解消を図っていきたいと考えております。保育ニーズは今後も高い状況が続くと推測しており、待機児童解消のための施設整備は必要と考えております。今後の保育ニーズ等の動向を見定めながら、民間の認可保育施設の参入を促進するとともに、老朽化している施設の更新の際に、こども園化を図り、定員増を行うことで解消を図っていく考えを持っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 先ほど、野洲第三保育園がなかなか土地がないとか、これ、ずっと前から建て替えということは言われていたんですよ。もう数年前ですね。結局、土地がどうのこうのというような、それがあるとしたら、本当にもっと先を見越して、本格的にやらないと土地がどんどん開発が進んでしまって、保育園の用地が確保できないという事態になりますから、これは本当に頑張って市長もやってほしいんです。大きな団地が建ったら、必ず保育園と幼稚園は増えますから、その展望を持ってください。

次に、市民病院の早期建設についてお尋ねをいたします。

これまでの建設計画では令和5年度に開設ということで進められてきました。栢木市長が当選されましたが、現地で半額で建て替えられるという科学的な根拠もない公約で選挙活動が行われ、多くの市民がその公約を信じて、投票をされました。時間がないので、ちょっと飛ばします。

専門家の意見を聞いてとかいうことで、評価委員会が行われましたが、郊外しかないとか、その後、またBブロックでやるとかいうふうな形でどんどんと二転三転を繰り返しております。評価委員会の当日とか特別委員会の当日に重要なことを発表するという、こういうシステムがありますから、情報が漏れてしまって、私らは新聞発表でしか分からないという、そんな事態となっております。ですから、情報を出す場合、内部で決まった段階で公表していれば、こういった記者の取材がスクープのような状況にはならないと思います。情報公開について、今後の対応を尋ねます。市長。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の市民病院の早期建設についての1点目の情報公開の今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

5月28日に開催されました野洲市民病院整備事業特別委員会のその前に、情報が漏れたことについては大変残念に思っております。評価委員会や特別委員会などの委員会や会議の資料につきましては、当該委員会等に出席いただく方々に、まずもって提供することが適切と考えており、原則、会議前に会議内容の詳細を公表する予定はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） ということは、またこういう問題が起こりますね。議員は知らない間に他からずっというって、新聞を見て初めて知るというね。出す場合には、もうそのときには外部に漏れるということを前提として、議員には、やはり資料配付をしていただきたいと思います。そうでないと同じことを、これ、繰り返すということになってしまいます。その点はどうでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 委員会、特別委員会、この5月28日に開催されました野洲市民病院整備事業特別委員会の資料は、議員の皆さんには前もって資料提供をさせていただいております。当日発表ということではございませんので、その辺、ご理解いただきますよう

よろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 特別委員会にはB地区と書いていませんでしたよ。駅前で病院と商業施設という2つでしたね。Bというのは特別委員会で言われたというところ。新聞ではBと書いていたんですよ。ちょっとそれはそういう状況がありました。

次、行きます。

評価委員会や特別委員会の位置づけはどのようにされているのか、お尋ねします。特別委員会や評価委員会の議論が内部でどのように検証されているのか。また、5月28日の特別委員会後の30日に後援会員などに駅前Bブロックに病院建設を進めることはないというようなメッセージを発信されました。議会の特別委員会でBブロックに建設することを提案していながら、それを覆すようなメッセージについては、説明を求めたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 次、2点目の委員会の位置づけについてのご質問にお答えいたします。

野洲市民病院整備運営評価委員会及び野洲市民病院整備事業特別委員会の位置づけにつきましては、市民病院の整備を進めていく上で、大変重要な委員会であると認識しております。それらの議論は、内部で詳細に分析、考察しております。

また、後援会などの発信したメッセージにつきましては、先ほども橋議員にご説明いたしましたが、メッセージは一部分のみを切り取り、誤解を招くような発言をされたことは心外でございます。メッセージは、野洲市民全体の将来のことを真剣に考えた結果、Bブロックに病院整備を行っていく旨を発信したものです。したがって、5月28日の特別委員会で提案いたしましたAブロックにはにぎわい、Bブロックには市民病院の方針に変更はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 橋議員も質問をしましたので。ですが、あの文書を見ますと、やはり自分の身内に発信されているということなんでしょうが、やっぱり市長としての責任があると思いますので、私は文書で残すというような、そういうふうなやり方は公人としてあるべきではないなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長としてということで、市長として文書を出したわけではございません。一応、後援をさせていただいている方に対して、政治家、栢木進として出したわけでございますので、その辺、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） ちょっと見解の相違です。こういうことをされると、また同じことを言わんならんような状況になろうかというふうに思います。

次、3点目のところに行きます。

多くの市民は駅前の便利なところに早期に病院建設を願っておられます。市長が駅前に建設すると方向転換されたことは歓迎されており、もう一步進んで250台収容の駐車場の計画もあるロータリー横の場所に病院を建設されることが一番適切な場所と考えます。実施設計もできており、一番早く開業できると思います。また、評価委員会の発言で、病院でにぎわいができるということと言われた先生もおられ、交番裏の土地と併せ計画すれば、滋賀県内の駅前のイメージが変わり、これからの未来を展望できるまちづくりの構築ができると考えますが、見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のロータリー横への病院建設についてのご質問にお答えいたします。

野並議員のおっしゃるとおり、市民から駅前の便利なところに早期に病院建設との声は聞き及んでおり、併せて、可能な限り負担の軽減を図り、身の丈に合った病院を望まれているものと認識しております。野洲駅前周辺については、かねてから、にぎわいを創出できる高いポテンシャルを秘めている土地であることは申し上げてきました。市民にとって必要な病院を前提として、シンプルかつ経済的なものとする中で、Bブロックに病院建設は可能であり、Aブロックには新たなにぎわいの創出ができることとなります。議員のおっしゃる未来を展望できるまちづくりとなるものを病院と一体的に整備をしたいと考えております。

また、交番裏のCブロックについてはAブロックのにぎわいの創出、Bブロックには病院整備を行う中での効果的な活用を検討していきたいと考えます。

なお、中止したAブロックでの修正設計につきましては、評価委員会で病床数の一定削減が確認されていますように、そのまま使用することはできないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） ちょっと方向転換をして、聞きたいと思います。市長はAブロックで商業施設というふうにおっしゃいますね。今、あの土地は病院事業債を履かせていますね。そこに商業施設というのはできないはずなんです。売却をしない限り、商業施設なんてできないのと違いますか。病院事業債の借金を返していつている土地にですよ、商業施設なんてできないでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ちょっと野並議員のおっしゃっている意味が私もちょっと理解しにくいんですけども、Aブロックではにぎわいを創出するための商業施設をこの民間事業者、民間の企業で、民間の力で整備していこうとしているわけですね。それを岩井議員からもご質問がありましたんですけども、それを賃貸するのか売却にするのかというご質問もありましたんですけども、まだ今のところ、賃貸するのか売却するのかというところまでもまだ踏み込んでおりませんので、取りあえずサウンディング型の情報収集をしてから、いろんな情報収集した上で検討していこうというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いや、その土地の借金は病院事業債なんですよ。病院を建てるというんだったら、それは話のつじつまが合います。しかし、病院を建てるのはそこじゃなくて、奥のところ、奥もあれ、病院事業債ですよ。だから、奥はいいんですよ。けど、手前を商業にしようと思ったら、これは病院事業債で借りている土地を、賃貸も駄目でしょう。商業施設にするというんだったら、そこは売らないとできないというふうに思いますけど。賃貸でも駄目でしょう。病院事業債で借りているんですから。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） Aブロックの病院事業債につきましては、まだこれから県、国との協議があるわけですから、正確には申し上げられないんですけど、全額償還するということは想定しておりませんので、これからの話し合いになっていくというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全額償還とか、そういう問題じゃないですよ。病院を建てるということで借りた病院事業債ですよ。病院と紐ついている借金ですよ。その紐がなくなってしまうんですから、当然、売らんとあきませんやん。転換なんてできませんでしょう。違いますか、事務局。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいま野並議員のご質問でございますけれども、ただ、Aブロック、実際、今、病院事業債がかかっております。それで、市長が先ほどから申しておりますAブロックの利活用の話ですね。その話为实现するその手前には当然、事業債については解除する必要がある。解除する場合については、そこのお金を返却する場合があります。先ほど、全額云々とおっしゃっていたのは、エリア全体を病院として考えておりましたので、全体を病院事業債を借りておるわけなんですけど、Bブロックについては病院ということなので、そういう意味からすると全部返すということではないという、そういうお話です。

○14番（野並享子君） A、言って。

○政策調整部長（赤坂悦男君） Aについては、先ほど、私が言いましたように、そのタイミングがあるときには病院と違う用途になりますので、そこは返すことになります。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 結局、売らんなんなんです。それで、返さんなんなんです。売らないとお金を捻出できませんやん、今の野洲の財政で。ということです。あんまりここについていると、私はあとの部分ができないので、もう一個突っ込んでいきかたんですけども、売っていくということになっていく、商業施設にしていくけども、儲からなければ撤退しますよ。そしたら、駅前がシャッター通りになります。どんな形を思っておられるのか知りませんが、それか草ぼうぼうになるのか、どんなにか分かりませんが、民間で開発したら、そういう意味では、儲からなければ撤退されるということは認識されていますね。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ちょっと野並議員と考えのずれがあるような感じなんですけど、これ、民間活力で駅前を整備しようと、商業施設を整備しようという考えでおるわけなんです。ということは、民間企業が建物の、要は投資して、そして建てていくわけなんです。

すね。それがいなくなったらどうするんですかというのは、企業にとって大問題なんです。だから、そこへ来る企業というのはある程度採算性があるかないかというのは、ある程度どころか、きっちりつかんで進出してくれていると思います。そういう企業しかないと思うんです。だから、市が建てて、事業者を契約して入ってもらって、そして事業が成り立たへんからもう撤退しますと言うて出ていったら、空き家になってしまって、市としたらどうしようという形というのは理解できるんですけど、そういう形で駅前を整備しようという考えは持っていないものですから、そういう想定は、私はしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） また、これは次、質問したいと思います。

次、3点目の専門部会の要録を公表しないことについてを質問いたします。

病院評価委員会の建築専門部会が1月14日、2月8日、医療専門部会が1月21日、2月14日に開催されましたが、秘密会とされ、市民は傍聴することもできませんでした。3月9日の一般質問で議事録の公開を求めましたが、部会長が非公開とすることを決めたという答弁でありました。

まちづくり基本条例第17条や議会基本条例第10条では、政策の過程も議会に公開することになっています。今回、現地建て替えという公約に基づき、現地での建て替えは可能かどうかを諮問するという、大きな政策転換が議論された専門部会であった。この議論が非公開で、情報公開条例で請求しても今後の市政に影響を与えるという理由で非公開ということでシャットアウトになっております。

専門部会での議論は今後の市政に影響を与えるというのではなく、現地での建て替えは断念するという、市長の決断が下され、議論そのものが影響を与えることにはならない。公開できない根拠を明らかにされたい。根拠が明確でないなら、公開すべきであると考えますが、市長、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の病院評価委員会の専門部会の要録を公開しないことについて、まず1点目の議事録を公開できない根拠についてお答えいたします。

令和3年第1回定例会の野並議員の一般質問でお答えいたしました。改めてお答えいたします。当該専門部会の議事録につきましては、要録を作成し、文書保存しております。

当該要録については、意志形成過程の会議要録であり、また野洲市情報公開条例第7条第5号の規定により、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」として、非公開文書として取り扱ったものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） これはそういうだけではもう過去の問題になっていると思うんです。現地建て替えができるかどうかを検討された会議。もう断念するというので、市長は決着をつけはったんです。過去の文書です。過去の文書ですから、それが公開をすることによって、何らもう影響は与えないというふうに思いますが、与えるんですか。何か変わりますか。あそこでもう建て替えしないということを決められたんですよ。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 野並議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

その建築専門部会の意見については意思決定をされましたが、病院整備の評価委員会については今後も連続して開催していく予定であり、評価委員会以外の同種の開催もありますので、その文書は公にすることは今後の意思決定にも不当な影響を与えるおそれがあるため、現在も非公開としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 時間がないし、次、行きます。

これまで前山仲市長のときは、情報公開はされていきました。5年前の病院可能性検討委員会の報告書でも、氏名は黒塗りでしたが、発言内容は公表されていきました。全面非公開という事例はこれまであったのか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の全面非公開という事案があったかのご質問にお答えいたします。

情報公開については、1点目の回答のとおり、情報公開条例の規定に基づき、公開の可否を判断するものであり、今回の各専門部会の要録の公開の可否については、同条例第7

条第5号の規定により、「適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合」として、非公開文書として取り扱ったものですが、当該規定により、文書を非公開としたものは令和元年度に1件ございます。

なお、今回の各専門部会の会議内容については、最終的なまとめを行う会議である3月1日の野洲市民病院整備運営評価委員会では公開により行っております。また、その中で各専門部会での検証結果も報告しており、当日の資料は傍聴者に配付しており、市ホームページに会議要録とともに、公開いたしました。このことから、必要な情報は公開しており、理解していただけると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 何かちょっとおかしいなというふうに思いますけども、決定的な意思決定が行われた。これからそれが影響する。どう影響するんですか。どう影響するのか、お尋ねしたいと思います。

それと、3点目の政策が出されるとき、変えられるとき、その根拠、経過、展望などは議会や市民に明らかにすべきであります。まちづくり基本条例や議会基本条例に立脚すれば、市長の鶴の一声で決められるものではないと考えますが、見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 意思決定に支障を及ぼす、どういうことでということ仰せになりますけども、公開して、いろんなどころにいろいろなことでの、先ほども申し上げましたけども、不当に市民の間に混乱を生じさせるとか、特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるということでの中での非公開ということとさせていただきます。

また、3点目のご質問に対しましては、政策の立案や変更にあたっては、庁内の議論を十分に行い、根拠等を明確にした上で、議会や市民の皆様には丁寧に説明していくことが重要であると考えており、これまでも私の鶴の一声で政策等を決定したことはなく、庁内での十分な議論を経て、議会や市民の皆様には丁寧に説明してきたところであります。

以上、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 野並議員のどう影響するかについてお答えをさせていただきます。

先の専門部会で議論された内容が、例えば次の評価委員会を開催するときに、予断や適切な議論に対して阻害するおそれがあるということで非公開とさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） その評価委員会には私は出させていただきました。結構、皆さん、率直なおっしゃっておられたと思います。何も特定の人の利益とか、そんなんを言っただけで、じゃなくて、黒塗りでもいいと。特定できないではありませんか、黒塗りやったら。何が議論をされたのかという政策の決められるときの過程というものを、やはり知らずというのは、基本条例の中に入っている、私は範疇だというふうに思います。今、まだ継続していつている、あそこに病院を建て替えるということで話が継続していつているんだっただけで、もうあそこで決着がついてしまっているんですから、過去ですやん。何で過去にそんなにこだわる必要があるのかという、そこが分からないんですよ。

鶴の一声って、鶴の一声でやらはりましたやん、病院の設計を止めたりとか、議論中に契約を解除するとか。独断専行でやってはりますやん。違いますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） あれを鶴の一声というふうに言われるとは思いませんでしたけども、あれははなからAブロックには病院を整備しないということで、設計を中止する、要は一旦止めるという行為をさせていただいて、それから議論をしたと。動いているものを一旦止めて、議論をしていくというのが本来ではないかなと、その一つひとつに費用がかかってくるということもありますので、それで中止をしたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） もう19秒ですので。かみ合わない部分、平行線のままあります。また、次回、質問していきたいと思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第10号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

今日も2つの項目で質問をさせていただきます。

まず初めに、全ての子どもに学びの保障から質問いたします。

所得格差が広がる中、親の貧困が子どもの貧困であるとも言われています。コロナ禍の

中で、家庭の困窮も増加し、子どもたちに様々な影響をもたらしています。家庭内のストレスの高まりから、児童虐待になっていることもあります。こうした子どもたちを守っていくことは社会の責任です。

国においても、少人数学級の実現のための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する改正案が可決されました。本法律は、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人から35人に引き下げるものです。

本市では、教職員の加配やソーシャルワーカーの配置などをされていますが、学区により、子どもの人数も異なってきています。小学校では国の基準が2年生までは35人で、3年生から6年生までは40人であり、中学校では1年生が35人で、2年生から40人となっています。本市の児童数は学区によって、今後児童数が増える学区とまた減少すると思われる地域があります。以前に教員の働き方改革で質問しましたが、教員には残業手当もない中、家庭訪問や部活等、多様な業務がある中で頑張っておられます。子どもたちにゆとりある教育をしていく上でどうしても教員を増やしていくことが必要です。文部科学省の萩生田大臣は将来を担う子どもたちへの投資というものは、誰もが認めていただける、そういう価値観を持っていることが極めて大事だと語っています。

そこで、県からの教員の加配もされていますが、現在のコロナ禍の中で一日も早く、国の施策によって1クラスの子どもの人数を減らし、また行き届いた教育を保障する少人数学級の推進が求められます。

そこで問います。最初に、1クラス1担任という配置になっており、そのほかにも学年主任や児童支援の加配の先生も配置され、子どもたちの授業が円滑に進むように規定されています。しかし、小規模の学校では、授業を補佐する先生の配置体制が手薄な状況となっており、担任の先生が急に病気等で休まれた場合等の対応はどのようにされているのか、問います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、東郷正明議員の全ての子どもに学びの保障をのご質問のうち、1問目の小規模校での学級担任の急な休み等の対応についてお答えをいたします。

一般的に学校では、学級担任が急に休まねばならない状況になれば、学校内で急きょ教員を割り振って、その学級に入っています。特に教員配置が少ない小規模の小学校では、本市では篠原小学校と三上小学校がそれに当てはまりますが、担任を持っていない教員は

1名しかおらず、場合によっては、教頭などがその学級で授業を行うこともあります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 小規模といえども、校長会や研修会などへの参加もあると思います。担任が急病などと重なった場合の授業や管理体制はどのようにされているのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今お話ししましたように、教員はそんなに余裕があるわけではございませんので、教頭は必ず教員免許というか、小学校の免許を持った者になるということになっておりますので、教頭の場合はそこへ行って授業ができます。校長の場合は必ずしも小学校免許が必要ではありませんので、小学校の免許を持っていない校長も中にはおります。免許がある場合は授業ができますが、免許がない場合は授業をせずに自習監督等に対応するというふうになると思います。それからあと、他にもいろんな支援員さん等で自習監督みたいな形で対応せざるを得ない場合もあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今伺いました。それで、例えば遠足とかそういうときに長い列、前の先生と後ろの先生がいますけど、そういうような場合はどのようにされているんですか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今は学校応援団制度というのを全校で取り入れていますので、地域の方に校外学習等についてはついてきていただいて、担任と養護教諭、あるいは担任と管理職が入ったり、あるいは担任と支援員さんがついていってもらったり、それから応援団の方をお願いしたりというふうなんで、その、特に学校外に出る場合は手厚く安全確保のために支援体制を取っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次の2つ目の質問をします。

国が小学校の35人学級を実現するために5年間で1学年ずつ段階的に進めていきますが、その一方で将来加配教員を減らそうとしていますが、これに対して市の教育委員会と

しての見解を問います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、お話の35人学級につきましても、また加配教員の配置につきましても、学校現場はどちらも重要というふうに考えております。全国的には県費で30人学級をやっているところもあるというふうに見ております。

それから、そもそも加配教員とは学校の教育課題に応じて、例えば問題行動が多い場合は生徒指導加配というふうな形で配置をされていたり、あるいは学力向上を目指している学校であれば、少人数指導というふうな目的を持った加配教員、教員が定数として一般の教員定数とは別に配置されていることを加配教員というふうに言っているんですけども、この加配教員が全ての学校に配置されているわけではございません。いくつかの学校にしか配置をされていないというところに大きな課題があるのかなというふうに思っています。

こうした加配教員は、残念ながら35人学級の実施に合わせて、少しずつその先生を35人学級用に使うというふうな方向で、総枠をそんなに増やさないというふうな国の姿勢がありますので、教育委員会としましては、そういう加配の存続、あるいは増員を要望しながら、35人学級も早いうちに進めていただくように要望をさせていただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 全ての学校に配置されていないという、加配の先生が授業についていけない児童を支援し、また指導するなど、いろいろな役割があります。今、教育長がおっしゃられたように、国の少人数学級への体制の計画では、こうした加配の先生を増やさないということがシミュレーションをされています。少人数学級になっても、加配の先生は、やっぱりさっきもおっしゃいましたが、必要だと思います。そうしたため、先生の長時間労働もなくすためにも、さっきおっしゃられた、要するに国に教職員を増やしていくことを求めていくことをまたよろしく願いしておきます。

次に行きます。

学習支援の先生が不登校の子どもを訪ねて勉強を教えられていることは、保護者から大変喜ばれています。学校に行けない子どもたちを支援する、このような施策の充実を進める計画はないかを問います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 不登校支援についてお答えをしたいと思います。

本市の教育課題の大きな1つに不登校がございます。そこで、各学校では教室に入りにくい子どもたちのために別室指導、教室とは別に、なかなか教室に行きにくい子どもたちを集めて、そこで勉強を見たりとか、あるいは保健室で対応する、さらには昼間なかなか学校へ来れないので、子どもたちが帰った後、放課後登校して、その子に支援をしていくことなどを教職員による支援を行っています。

また、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、あるいはオアシス相談員などによる相談体制、いろんな困り事の相談体制も手厚く本市では行っております。さらに、学校という場所自体に行けない子もおりますので、そうした子どもを支援する場として、ふれあい教育相談センターにドリーム教室という適応指導教室、全国的には呼んでいるんですが、そういう居場所を設置しております。そうして、一番は、今、お話があったように、家を出られない子、こういう子どもたちのために指導員が直接出向く家庭訪問型学習支援授業というのを実施しております。野洲市教育委員会としましては、こうした不登校対応の様々な支援策、これを今後も継続して行って、不登校の解消に努めていけたらというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 別室指導とか保健室で指導されているとか、いろんなことをやられています。ここでは学校に行けない子どもに対してのサポートを、ともに重要だと思います。佐久市では、SMA（スクールメンタルアドバイザー）や就学相談専門員、またチャレンジ教室、ハートフルフレンドなどで子どもたちと連携し対応をされています。これを全てやれというのではないですが、野洲市の状況に合ったやれるものがあれば、ぜひ取り入れていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、先ほど申し上げました家庭訪問型学習支援事業というのは、県内でも隣の近江八幡だけにある制度です。それをつくり上げましたし、できるだけ子どもたちのニーズに合わせて、その支援策は考えていきたいというふうに思っております。また、情報があつたら、受けていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 学校は、やっぱり子どもたちにとって本来は楽しい、みんなと

お友達になりたいと、そういうような状況にならんとあかんとは思いますが、そういう環境づくりですとか、それは、やっぱり大人からつくらなあかんと思うんです。また、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、4番目、日本共産党は、まずは30人ぐらいの少人数学級が子どもたちの能力を伸ばし、コロナ禍の下ではソーシャルディスタンスにつながると思っています。世界では20人から30人の少人数学級は当然とされ、またアメリカでは22人、イギリスで30人、ドイツで29人など、少人数学級が主流です。日本でも将来的には20人ぐらいの学級が必要と考えていますが、見解を問います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の20人学級の実現についてお答えをいたします。

1学級当たりの児童生徒数の算定は国の政策に関わる大きな問題です。また、20人学級を実現するためには、学級数の大幅な増加に伴う万単位教職員の確保の問題が生じます。さらに、必要な教室数も激増しますし、全国規模の校舎の増改築も必要となります。したがって、20人学級は国政レベルの大きな問題だというふうに思っておりますので、野洲市だけの判断でというのは難しいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 確かに野洲市だけの問題じゃありません。これは国が大きく動かないとそもそも学校の改善ができませんので、また国にはっきり求めていただきたいと思っております。

今、野洲市では北中学校と中主小学校では学校の改修が行われているんですけども、コロナ禍の中での改修ですが、教室の少人数学級の対応やソーシャルディスタンスについて問います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 一応教室は40人を定員として設計をしていますし、それに対して文科省の補助があるというふうな中で、少人数を目指した教室づくりというのは、市独自の大幅な予算がないとなかなか実現が難しいというふうに考えております。そんな中で、学校では苦勞しながら、空いた部屋を少しでも活用して、例えば小学校でしたら、5年生か6年生の1クラスの算数を2つに分けてとか、あるいは中学校でしたら、英語の授業を1クラスを2つに分けてとかいうふうな中、工夫しながら、今あるその施設の中でや

っているという状況です。ソーシャルディスタンスと言われますと、2メートル空けたら、教室は10何人しか入れませんので、とても難しい現状があります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 日本共産党も国に対して、ぜひこういう教育予算とか、そういう体制ができるようにまた求めていきたいと思います。

次に、新自由主義の中で所得格差が広がり、家庭事情により進学にも影響しています。所得格差を自己責任に押しつけて、子どもたちの将来の夢や希望をなくしてしまう社会であってはなりません。

財務省は少人数学級には財源が必要となるため、前向きではありません。防衛費を増やして、戦闘機を爆買いするより、教育予算を増やしていく政治が今求められています。学校教育が子どもたちの学びと成長を確かなものにするために、滋賀県では35人学級にするため、標準学級ではなく、先生を配置し、35人以下の学級にしているクラスが小学校、中学校で11クラスあります。国は段階的に少人数学級にしようとしています。コロナ禍の中だからこそ、もっと今、早期に実現するよう国に求めるべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員お話のように、国は今年度の小学校2年生から35人学級を実施しました。そして、来年からは毎年1学年ずつ上の学年へ35人学級を拡大していく予定です。ただ、この措置は小学校のみということで、中学校についてはまだ未定というふうになっております。

また、今、議員お話のように、県が独自に35人にするような措置も、滋賀県は若干ですが、やっています。そやけど、全国的に見ますと、県費で教員を増やして、35人、あるいは32人、隣の福井県は確か小学校は30人やったと思いますけども、そういうふうな手だてをしているところもあります。それは県レベルでの話になると思いますので、先ほど、党として国に要望しているというふうなことがありましたけども、県レベルでもできないことはないと思いますので、またそちらでも頑張っていたらと思います。

それから、県内には13市、市があるんですけども、この滋賀県都市教育長協議会というのをこの13市でつくっております。随分前から小中学校の少人数学級の実現要望を県教育委員会にこの13市まとめて直接要望しているところでございます。それから、その

県の都市教育長協議会の上部団体といいますか、全国には804の市と、それから東京の23区があるんですが、その804市区の教育長から成る全国都市教育長協議会というのがあるんですが、ここから毎年学級定数の引き下げによる少人数学級の実現という要望を文部科学省に直接依頼をしております。なかなか実現は今のところしていないんですけれども、粘り強くやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 先ほど、県にも求めていただきたいと言われましたので、共産党は毎年滋賀県の県議団で県庁に行って交渉もしておりますので、またそういった面、しっかり求めていきたいと思えます。

国が少人数学級を自治体任せでなく、教育に関わる財源の国庫負担を増やして早期に実現すれば、今、県が負担している県の負担も軽くなると思うんです。そうすれば、その財源で他の施策の充実も図れるようになりますので、将来の日本を背負って立つ教育の保障を、また国にも県にも求めていただきたいと思えます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員、今のは質問ですね。

○15番（東郷正明君） 今のは要望です。

○議長（東郷克己君） 要望、はい。

○15番（東郷正明君） 次、2つ目に行きます。

75歳以上の医療に関して。75歳以上の窓口負担を導入する高齢医療費2倍化法案が自民党、公明党、日本維新の会等の賛成によって、国会で可決されました。対象となるのは370万人、単身で年収200万円以上、夫婦で320万円です。施行されるのは2022年10月からです。75歳からの人を医療保険から脱退させ、強制加入させたのが後期高齢者医療制度です。サラリーマンや公務員の扶養家族となった人は家族と同じ保険から切り離され、個人として保険料を強いられることになっています。今回、75歳からの医療負担2倍化により、日本高齢期運動連絡会のアンケートでは、約3割の人が医療費が2倍になったら受診を減らすと回答されています。後期高齢者は収入が年金のみという世帯が8割ですが、この8年間で公的年金は実質6.4%減り、また70歳以上で貯蓄が減った人が42.9%と年金収入で足りない分を貯蓄を切り崩して生活されているのが実態です。そうした報告がされています。

このような高齢者いじめの医療制度改悪が進められ、高齢者の健康診断がますます重要

となってきます。ところが、外来診療で高血圧症や糖尿病等の慢性疾患を抱える高齢者の健康診査などの対象から外され、75歳で検査項目を削減し、年齢による医療差別が起きています。

そこで、以下のことを問います。健康福祉部から「後期高齢者医療保険者の皆様へ」という案内が出されていますが、健診を受ける必要の人という項目が記載されています。その中の⑥生活習慣病の治療のため定期的に医療機関を受診している人は、健診を受ける必要はないとしていますが、高血圧や糖尿で薬を飲んでおられる方も、治療を受けている以外のその他の疾病の治療を受けているわけではありません。隠れた病気を早期発見するのが健康診査です。生活習慣病で医療機関を受診している人も、また健康診断をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷正明議員の75歳以上の医療費に関してのご質問の中の1点目、生活習慣病で医療機関を受診している人も健康診断をするべきであるがいかがということについてお答えをいたします。

まず、特定健康診査、いわゆる特定健診と言われるものにつきましては、糖尿病などの生活習慣病やその危険因子を早期発見し、保健指導や治療につなげることで、生活習慣病の発症や、あるいは重症化を防ぎ、健康寿命の延伸、あるいは医療費の抑制を図ることを目的に、こちらにつきましては、40歳以上の被保険者に対して医療保険者が実施するものでございます。

一方、お尋ねの後期高齢者の健診につきましては、保健事業自体が後期高齢者医療広域連合における努力義務というふうにされていることと、生活習慣病での医療受診者につきましては、かかりつけ医による適切な治療の中で血液検査など、必要な検査を受けられており、重複する検査を実施する必要が低いということから、現在のところ県内全市町で健診の除外対象者となっているところでございます。

しかし一方で、最近また違った動きがございまして、多様な課題を抱える高齢者につきましては、これまでばらばらに取り組んでおりました保健指導や適切な医療サービスの提供等と介護予防を連携させて進めていくべきであるというふうな観点がございまして、最近国において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するためのガイドラインというものが示されております。本ガイドラインに沿った事業展開におきましては、高齢者へのアプローチにおいて、高齢者健診の結果を活用するというのも有効であるというふう

想定されることから、滋賀県後期高齢者医療広域連合におきましては、健診の除外対象者の範囲の見直しも検討されているということでございまして、野洲市におきましても、高齢者に対する新たな事業展開に向けて、広域連合や県内市町とともに議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 新たな展開というふうにおっしゃいました。でも、今は現実、75歳以上で長生きすれば、国保から切り離されて、特定健診がなくなって医療差別が現実発生しています。高血圧症や糖尿病など、こうした病気で定期的に医療機関で、要は40代、50代の人もこういう疾病で医療機関に行っておられる人もいます。そうして、そういう医療機関に行っている人と75歳以上の人で医療機関に行っている人、これでどこが違うのか、年齢でほんまに医療サービスが区別されているのではないかと思います。どこが違うんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問にお答えをいたします。

特に若年層に対する健診におきましては、糖尿病等の生活習慣病の治療というよりも、発症予防というところの意味合いが大きいと思われれます。75歳以上の高齢者の方につきましては、既に生活習慣病を発症しておられる方というのは多いので、どちらかというところ、そちらの重症化予防という意味で、治療のほうが優先をされるものというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 若年層の人は予防だといって、高齢者は予防でない。そやけど、やっぱり75歳以上の人と同じように健康診査をすべきやと思いますが、そう思われませんか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 若干補足説明をさせていただきますが、高齢者健診、あるいは特定健診というのは、あくまでも生活習慣病の早期発見に係る健診でございますので、例えばがん等、他の隠れた病気を発見するというのが目的とはなっておりません。私ごとですけど、ちなみに私もちょっと高血圧で定期的に通っているんですけども、半年

に1回必ず血液検査をしていただいておりますし、その中では高血圧だけを見てもらうのではなくて、一定いくつかの項目を見ていただいて、主治医の判断を仰いでおりますので、そういった形での管理が可能かというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 確かに血液検査を受けられて、そういうデータはもらいます。そやけど、そのデータがなかなか、僕らなんかもそうなんやけども、何か少し書いてあっても、なかなかそれ以上検査に行かへんけど、そういうのもあるしね。そういう、やっぱりしっかり検査をしていけるような制度にしていかなあかんと思うんですけども、そこは思いますけど。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 高齢者健診、特定健診において、値が思わしくなかった方に対しては、市から保健指導というような形で介入はさせていただくんですけども、それでは、やはり強制力とまでは言いませんけれども、なかなか指導がうまく伝わらないといった面もございますけれども、主治医に直接検査をしていただくということはそのまま主治医のところでは新たな治療を展開する、あるいは大きな病院へ紹介状を書いてつないでいただく、こういった効果が期待できますので、そういった部分で治療を受けていただく、あるいは検査をしていただくということが肝要ではないかというふうに考えています。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 僕らはよく県に行っているんですけども、高齢者の健康診査についても、県ではこれは市町の裁量でできると言っておられます。やっぱり、これはそういう市の対応、高齢者に優しい対応で、そういう裁量の範囲でしっかり健康診断をできるようにお願いしたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 高齢者の健診につきましては、県ではなくて、あくまでも滋賀県後期高齢者医療広域連合の所管になります。恐らく県がおっしゃっているのは、市が単独予算をつければ健診は実施できるよということで、これは通常の事業展開だというふうに思っておりますが、最初の答弁に戻りますけれども、保健事業と介護予防を一体化させた事業の展開というのも今後予定をされております。そういった中で、健診の対象を広げるということも検討されているということですので、そういった動きについては注

視をしていきたいというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次に行きます。

後期高齢者医療制度ができたときに、滋賀では高齢者の人間ドックの助成制度がなくなりました。全国では約2割の自治体が助成をしています。人生100年と言われるこの時代に制度をなくすのはいかななものかと思うんですけども、高齢者の人間ドック助成を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷議員の2点の高齢者の人間ドックの助成を求めることについてお答えを申し上げます。

ご存じのとおり、後期高齢者医療保険は、先ほども申し上げましたが、滋賀県後期高齢者医療広域連合がその運営主体でございまして、保険料や各種事業は県内市町で現在統一して運営をさせていただいております。そのため、広域連合に確認をさせていただきましたところ、現在のところは後期高齢者への人間ドック助成については検討していない、予定をしていないというふうなことでございました。

なお、参考までに高齢者への人間ドック助成につきましては、もともと後期高齢者医療制度が始まる前から実施をしておりませんでしたので、後期高齢者医療制度の開始によって、廃止されたものではないということを申し添えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 廃止されたのではないということですけども、やっぱりその制度がなかったのなら、そのときから、やっぱりこれ、問題だと思うんです。そういう人間ドックを受けられるように、これ、高齢者の全ての人が人間ドックを受けるわけではありません。元気な高齢者もいれば、そうでない人もおられます。人間ドックを受けたいと思う人が受けられる、年齢に関係なく、そういう体制にすべきではないですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 先ほども申し上げましたが、高齢者に関しては、予防というより、やはり治療がメインになってくる方のほうが多いというふうに考えておりますので、直ちに人間ドックが必要かと言われると、むしろ先ほどのご質問にありましたような高齢者健診、こちらの実施のほうを検討していくほうが現実的かなというふうには考

えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 孫から、「おじいちゃん、おばあちゃん、長生きしてね」、そんな声を、言葉をよく聞きます。そういう中で行政の福祉医療サービスが長生きを切り捨てられるというようなことになってはいけません。高齢者の診査もありますが、そこも、やっぱり年齢に関係なく、同じような診査が私は必要だと思うんです。そもそも国保から後期高齢者医療制度に年齢で分けて、そこから後期高齢者なので、収入が増えるわけやないから、どんどん高齢化していったら、その後期医療制度そのものが、やっぱり破綻すると、日本共産党はこれまで、できたときから言うていたんです。やっぱり、そこが間違っているのと違いますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） そもそもものとして、年齢によって国保、あるいは社会保険と後期高齢者医療が分かると、これはもう国レベルの制度でございますので、本市単独で何とかするというのは、これは無理でございます。ただ、その制度の中でこれまで、先ほども申し上げましたように、野洲市の所管だけでも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、この3つの保険がございまして、今、東郷議員がおっしゃったような課題が背景にある中で、これまでばらばらに行ってきた事業を連携させて行っていこうという動きが現在国レベルでも動いているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 行きます。

国の医療改悪で2022年後半から、単身で200万円、夫婦320万円以上の所得の75歳以上の医療費が1割から2割負担となります。これで、本市では何人の方が対象になるのか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3点目の2割負担となる対象者の人数についてお答えいたします。

広域連合の試算によりますけれども、コロナ禍の影響を受ける前になります。令和2年度の課税所得、要は令和元年中の所得になりますけれども、これを基にした試算では、野

洲市で約1,600人が対象になるということです。

コロナ禍の影響を受けました令和3年度の課税所得、令和2年中の所得収入になりますけれども、これに基づく対象者数につきましては、年金収入の方が多いので、あまり影響はないのかもしれませんが、現時点ではまだ所得が確定をしておりませんので、把握をしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） さっき、何人かちょっと聞き逃しましたので、もう一度お願いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 1,600人になっております。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） ということで1,600人で、ここから約3割、480人ぐらいの人が結局、対象者になるんですけども、そもそも高齢者はほとんどの人が年金暮らしなんです。それで、今年は介護保険料も大幅に引き上げられました。おまけに今年は6月15日が年金支給日なんですけども、6月から年金も若干下がりました。ほんまに払うものがどんどん上がっていくんですけども、年金はそれしか収入がない高齢者の唯一の年金が下がっていきます。これでは生活できないのではないかと思います。こんな政治でいいのかどうか、どうでしょうか。どう思いますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問についてでございますけど、あくまでも国の制度に基づいての運用になっておりますので、コメントは差し控えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 国の制度ということは分かるんです。でも、そういう市の担当部長として、やっぱりこんなんでいいのか。やっぱり、本音の思いがないんですかね。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 申し訳ございませんが、公式的な立場として、この場に立たせていただいておりますので、個人的な感想については差し控えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） やっぱり、国の言いなりになってしまいますので、国会で官僚答弁ならそれでいいかもしれませんが、やっぱり市民の命、暮らしを守る立場にある市政がそこにしっかりと高齢者をサポートしていける、そういうことは、やっぱりしてほしいと思うんです。これ以上しても無理です。

次に、アンケート調査では、約3割の人が医療費の窓口負担が2倍になれば、受診を控えると回答しています。その言葉によって、慢性疾患や重症者が増えていけば、結局は医療費にかさむことになると思うんですけれども、この辺、いかがなものでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） まず、高齢者の健康の維持等につきましては、健康福祉部長の職において、現在の制度の中で最大限努力をしていきたいというふうに考えております。その上で、4点目の窓口負担が2倍になることで受診控えが起こり、慢性疾患が増えることなどで結果的に医療費がかさむのではないかということについてお答えを申し上げます。

一般論といたしまして、単純に慢性疾患が増加、あるいは重症化することによって、医療費がかさむということにつきましては、想定としては考えられないことはないというふうに考えております。ただ、窓口負担が2割になるということと直ちに受診控えが発生する、あるいは慢性疾患が重症化するといったこととの具体的な因果関係が現時点では不明確であることから、制度に対することも含めまして、コメントについては差し控えさせていただきますというふうに考えております。

なお、後期高齢者医療保険におきまして、負担割合の見直しに当たりましては、まだちょっと詳細については明らかにはなっていないものの、2割負担となった被保険者の外来受診の負担増額を抑制するために、外来受診における負担額が月額6,000円を超えた医療費につきましては、1割負担とするような配慮措置が施行後3年間の経過措置として設けられる予定となっております。必要な医療を受診していただくためには一定の効果があるものというふうに期待をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今回の2割負担、国の施策なんですけれども、国は高齢者の医療費を削減して、若い世代の負担軽減のために行おうとしています。でも、これ、各新聞によりますと、軽減は月に30円とか40円とかということが国会の質疑等で明らかになって

います。これで若い人への軽減になるのか、むしろ診療を控えることで早期発見ができない、また重症化する人が増えてくるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問にお答えをいたします。

今回の制度改正によって受診控えがどの程度起こるのか、あるいはそれによって生活習慣病の重症化がどの程度出てくるのかと、ちょっとまだ現時点では何にもそこは見えてこないところでございます。ただ、5月31日に行われました参議院の厚生労働委員会での有識者からの意見聴取におきましても、今後2割負担による影響というのは、きちっと調査をしていく必要があるという意見も出ております。そういったことから、今後もし影響があるということであれば、国のほうで調査、報告をされ、適切に対応していただけるものというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今回の2割負担は、まず最初の出だしであって、この2割負担だけでは財源が足りないから駄目、将来は国は負担の拡充をするというシミュレーションが出されています。やっぱり、そういうことでほんまに若い人たちの軽減負担を行うんやったら、この後期高齢者医療制度を元の制度にまず戻せるものであるんやけど、それを戻すとか、またもっと高額所得の人の保険料を増やすとかという、何か手だてがあると思うんです。そうしたこと、いろんな制度を、やっぱり国の制度だからと、そこで終わってしまっただけは駄目なので、国に対してしっかりした医療制度を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すみません。これ、5点目のご質問ということでよろしいんですか。4点目の再質問ですか。

○15番（東郷正明君） 4点目と5点目が一緒になっています。

○健康福祉部長（吉田和司君） 国にきちっとした医療制度を求めていくべきとのご質問にお答えをいたします。

まず、少子高齢化が急速に進む中では、団塊の世代が今後後期高齢者医療制度へ加入をされますと、結局、若い世代が負担する後期高齢者支援金というのがございますけれども、この急増が非常に懸念をされているところでございます。そのため、現役世代の負担上昇

を抑えつつ、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築というのが重要になってきますし、また次世代に引き継いでいくということが急務となっております。

そういったことから、高齢者にも負担能力に応じた負担を求めることというのは、後期高齢者医療制度の維持だけではなくて、持続可能な社会保障制度を実現していくためには、一定の合理性があるものというふうに考えております。必要であれば、また国への要望というのも考えてはまいりますけれども、現時点におきましては、この法改正の撤回等を求めることは考えていません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） さっきも言いましたように、高齢者はほとんど、8割の人が年金なんです。それで、今でも医療負担、1割の人と326万ぐらいかな、そこから3割負担しておられる方がおられますね。そこは国庫負担を増やす、やっぱり国がしっかりと高齢者に優しい政治、そうしないと駄目だと思うんです。これは国の施策ですけどね。そやけども、市の役割は市民福祉の向上、やっぱり市民に寄り添った対応をしていくのがお仕事やと思うんですけども、その辺、いかがですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） これまで社会で現役として社会貢献をされてきた高齢者に方に優しい社会にしていくというのは大事なことだと思います。ただ、社会保障制度という切り口で考えるのであれば、高齢者だけではなく、現役世代に対しても優しい制度でなければならないのではないかとこのように考えておりますので、その辺り、高齢者と現役世代の負担をどういうふうにバランスをさせていくのか、これは市レベルでの話ではなくて、やはり国政レベルできちっと検証、議論をされたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 現役世代の軽減、高齢者にもそれなりに負担と言われますけれども、やっぱり国の社会保障制度として、これまで国庫負担をどんどん、国保にしても減らされてきたんです。それで、75歳からの医療、高齢者制度に変えて、こんな破綻が見えてますやんか、どんどん高齢者、さっき述べていましたけれども。その制度を、やっぱり国が変えていかんと高齢化社会にふさわしい医療体制をつくれなと思いますので、また私もそういうところを機会があれば求めていきますし、また市も求めていただきたい

と思うんです。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後3時10分といたします。

（午後2時55分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第18番、立入三千男議員。

○18番（立入三千男君） それでは、野洲市住民投票条例第18条の削除についてという事で質問をいたします。

野洲市まちづくり基本条例では、市民自らの主体性が尊重され、まちづくりに参加することが権利として規定されており、市政への多様な参加機会の確保を規定しているところでございます。こうしたまちづくりへの参加権を具体的に保障する制度の1つとして、まちづくり基本条例第23条で住民投票制度が規定されております。住民投票とは、ある争点に関して投票という手段によって、直接住民の意思を確認する仕組みであります。

野洲市住民投票条例、住民投票の成立要件として、第18条住民投票は一の事案について、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業、その他作業は行わないとなっており、投票資格者数が1名でも満たなければ、つまり投票率が50%未満は開票作業はされないというものであります。

本市においては、2017年（平成29年）11月26日に住民投票が実施されたところですが、投票率48.52%で開票されず、不成立に終わったところであります。投票経費を要し、約2万余名の投票者に何ら反映されない、そして民意が把握、判明できない結果となったところであります。野洲市まちづくり基本条例や野洲市住民投票条例では投票結果については拘束力がなく、投票結果を尊重するとなっており、このような住民投票は民意を知る、確認する意味で、私は今回、第18条の条文は削除すべきと考え、市長の見解を尋ねるところです。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 立入議員の野洲市住民投票条例第18条の条文削除についてのご質問にお答えいたします。

野洲市住民投票条例は、野洲市まちづくり基本条例第23条の具現化を図るために自治

会、市民活動団体、市内事業者、そして公募市民等から構成された当時、平成20年度でございますが、野洲市まちづくり基本条例推進委員会において必要な事項を審議いただき、その答申を基に市民に向けてのパブリックコメントを経て、議会で議決をいただき、平成21年度に条例を制定しました。住民投票制度は、野洲市まちづくり基本条例第23条第2項の規定により、その結果については、市議会、市長とも尊重するべきものとされています。これは多くの市民の意見を市政に反映させるためのものであり、これの担保のため、住民投票の成立要件として一定以上の投票数の確保は必要と考えられます。よって、現時点では、野洲市住民投票条例第18条の条文の削除は考えておりませんが、今後、状況に応じて検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） 今後、検討というようなことでございますけども、29年に住民投票をしたときには、市長も十分このような内容を知っておられるところでございまして、私もその29年の住民投票の結果によっては、あの病院、駅前でも賛成をしようと思っておりましたし、また今、いろんな病院関連については多くの市民の方のどのような方向性、民意が出されるかということで、注目をいたしたところでございまして、あの50%というような、このような投票率の縛りをかけているのは、県下7市町で住民投票を今制定されておりますが、野洲市を含んだ3市が今の言うように、そのような50%未満は開かないというような縛りでして、残りの町ではそのような投票率の縛りはございません。

せっかく今の言うように、先ほども質問でも言ったように、1人でも、もうあと0.001%でも足らなかったから、開票しないというような、やはり趣旨からしてきて、この住民投票を市民はどのような考えを持っておられるのか、どのような、今の言うように、民意が示されるかということで、この住民投票条例は私は、やはり県下の中でもこのような7市町では投票条例を制定していますが、先進的な、先駆的と言うたらいいか知りませんが、民意、住民の皆さんの声を市政に、施策に生かしていくというようなことで、私は、やはり言うのは49.99%なら開かないとかじゃなしに、こういう、先ほども質問の中で言うたように、拘束力はございませんから、そりゃ、今、せっかく投票に要する、お金をかけて、何にもその答えは出さないというようなことは無駄だと思いますし、そういうようなことやったら、今の言うように、無駄な結果になるということで、私はこの趣

旨からしてきて、民意を問うというようなことでのこのような質問をさせてもらっていませんから、ぜひ30%でも、やっぱり開くと、何も答えが出てきてかて、そのとおりしんならんことない、市民の皆さんが、今の言う、こういうふうな声を出しておられる、求められているというようなことで、私はぜひこういう縛りを、50%の縛りを外すというようなことで思っております。

今、市長が答弁してくれたけども、今の言う、29年のときの答えを知りたい、知りたいと、私は今でも知りたい、そういうような思いでずっと来ているんですけど、再度、今の言うように、このような質問をしているんですけども、費用対効果というようなこともあるし、やはり早急にそういうようなことで取り組むというか、研究、検討するということでの答弁を求めたいと思うんですけども。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 立入議員の再質問にお答えする前でございますけども、先ほど、私は住民投票の成立要件として、「一定の投票数の確保は必要と考えられます」と申し上げましたけども、そこを「投票率の率の確保は必要と考えられます」というふうに訂正させていただきます。

そしてまた、再質問に際しましての気持ちというのは私も同じ思いで、平成29年の住民投票というものを見ておりましたので、頭から、改正しないという話ではなく、今後必要に応じて検討させていただきますということを再度述べさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） 同じようなことを、繰り返しになりますから、もう申し上げませんが、やはり今の言う、投票率、直近の投票率、全部いろんな各種選挙の投票率、野洲市では50%を超えているのがこの過去5年間でも1回か2遍しかありません。7、8回選挙がなっているんですけど、そういうふうな背景で、そんなことをしたら、このような先進的な住民投票条例をしても、何にも開けないというような答えで、やはり今の、私が先ほど申し上げているように、縛りを外さないと、こういうふうないい先進的な条例を持っていても、何にも意味をなさないという思いで強く、やはり50%の枠を外してというようなことで、再度提案を申し上げておいて、答弁はもうよろしいわ。

以上で質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第12号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

まずは、今回のコロナワクチンの接種に対してですが、野洲市は遅れぎみという市民のご心配の声を受けて、今回大きく体制を整えていただきまして、素直に市民の喜びの声は私にも多く届いております。しかし、ここまで短期に改善していただいた職員のその大変さは想像にも及ばないぐらい大変であったろうと思います。心よりここに市民に代わって、私も感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、今回、大きく2問、質問させていただきます。

1問目になります。人口減少を見据えた土地政策の具現化について伺います。

議員になって、市民の皆様との会話や要望内容に軒の下まで青で家が建たない、何とかならないのかと何度もお聞きしました。何度もお聞きするので、私なりに勉強もしてきたつもりです。しかし、分かってくるほどに難しいこともまた分かってきました。でも、それでも今回は聞きたいと思います。市民の疑問を問題提起して、議論のたたき台になればと思っております。それで、分かりやすくするために、今回は仮説仕立てで質問させていただきます。

Aさん、32歳、男性、野洲で生まれ、高校生まで地元で暮らし、大学から関東へ、そのまま就職、結婚。しかし、ここ何年間か将来について夫婦で話し合う場面が増えてきた。2人の夢は子どもを3人は欲しいこと、そして環境のいいまちで育てたいこと。そこで、2人は何度も話し合い、Aさんのふるさと野洲に帰り、小さくても自分たちの家も持ちたいと、生活設計を立てました。幸いにも親元、実家の裏には祖母がしていた畑があります。Aさんの仕事は自宅でもできる職種、それなら土地代は要らないので、事務所兼住宅を自分たちの家計でも持てるのではないかと考え、両親に話しました。両親は喜んでくれましたが、このAさんの計画は今の法律ではかなわないことが分かりました。納得いかないAさんは野洲市役所に出向き、住宅建築だからと、まず都市建設部住宅課を訪ねました。ちなみに、基礎情報として、Aさん希望の土地は市街化調整区域内、青地、土地名義者の父親に農家資格はありません。

それでは1、Aさん、住宅課のカウンターで親の畑に家を建てたいのですがと相談しました。担当課の答えを都市建設部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 北村議員の人口減少を見据えた土地政策の具現化を問うとのご質問の1点目、市街化調整区域の青地の農用地である親の畑に自己用住宅を建てた

い旨の相談があった場合の担当課の答えについてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、市街化調整区域は議員もご承知のとおり、市街化を抑制すべき区域でありますことから、市街化調整区域において許可し得る開発行為は都市計画法34条の各号のいずれかに該当しなければ許可はできないものでございます。ご質問をいただいております仮説仕立ての前提でございます事務所兼用住宅につきましては、原則許可条件にございませんので、自己用住宅のご相談ということでお答えをさせていただきますので、ご了承いただくようお願いいたします。

申請予定地に農地が含まれている場合は、当該農地が農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域の農地、いわゆる青地でないことが前提となります。このことにつきましては、都市計画法施行令第8条において、市街化区域に定める土地の区域は、原則として優良な集団農地、その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域を含まないこととされておりますことから、市街化調整区域における開発許可に際しましても、都市計画と農林漁業との調整措置は必須の前提条件となるものでございます。

したがいまして、ご質問の仮説仕立てでの情報ではご相談の土地が青地の農地ということでございますので、開発許可を担当しております住宅課におきましては、まずは農林水産課においてご確認、ご相談くださいとお答えすることになります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ご答弁いただきましたように、住宅課で土地が青地、農振地なので、環境経済部農林水産課に聞くように言われたAさん、今度は農水課へ行かれました。担当課の答えを環境経済部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目の農林水産課担当の答えについてですが、先ほども都市建設部長が申しましたように、分家住宅という仮定でお話をさせていただきます。

分家住宅を建てる場合は、農用地転用目的とした農用地区域からの除外を行うために、農業振興地域整備計画の変更が必要となります。これを変更するためには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第5号、いわゆる5要件ですね。この5要件全てを満たしてもらうことが基本となっており、これが満たせないと農振除外はできませんということでございます。

以上。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 住宅課も、農林水産課も法律通りの対応、説明をしていただいたと思います。ただ、これでは私も市民と同じ疑問が残ります。他に方法はないのか。それなら、まちづくりの観点から地方創生、人口減少問題からはどうなのか。野洲市の人口は必ず減少します。その流れの前兆にしない、大きな自治会でも極端に子ども数が減り、新入生がいない自治会も出てきました。この課題は本市には最も頭の痛い問題であり、今から具体的な政策が求められています。その一方で、郊外のほとんどの集落の周りには高齢化が進み、草刈りにも難儀する、守りもできない、維持することが困難な畑が点在しております。片や自治会を維持できない、限界集落が心配される中、片や地元に帰り、昔ながらの集落、親のそばで子どもを産み育てたい、こんなうれしい移住者を優良農地を守る法律が立ちはだかっています。私にはどう考えても納得がいきませんでした。

3、そこで国でも日本最大の課題、人口減少を打破するべく、地方創生総合戦略を掲げて、土地利用の緩和も一部地方自治体に委ねています。だとしたら、今回のAさんの現実をどう考えるか、野洲市の土地利用の観点から政策調整部長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 北村議員の3点目の野洲市の土地利用の観点からAさんの現実をどう捉えるかのご質問にお答えします。

地方創生総合戦略で緩和される土地利用につきましては、基幹となります集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約、確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点の形成などがございしますが、北村議員がご例示いただいた個々のケースの解決策には該当しないと考えます。

したがいまして、先ほどの都市建設部長、あるいは環境経済部長の答弁のとおり、それぞれの要件を満たすことが必要であると考えます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それはとてもよく分かるんですけども、まちづくりの観点からはこのAさんの現実をどう考えられるのか、そのどう考えられるのかという思いのところをお聞きいたします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのAさんの気持ちをどう考えられるかというこ

となんですが、まちづくりの観点ということでございますと、どちらかというと、個々の施策、あるいは個々の例示というよりも、大きな意味での土地政策、あるいは土地利用の観点、このような観点のほうが、いわゆるまちづくりにおける考え方だと承知しております。

したがいまして、今回の個々のこのケースにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、両部長のこの要件の該当はない限りは困難ではないかと、そのように考えております。

以上、答弁とします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、4番に行きます。

改めて、今、Aさんに立ちほだかる壁、今もおっしゃっていただきました農振法、農業振興地域の整備に関する法律について伺います。

その前に先ほどから説明いただいたように、土地は市街化区域と市街化調整区域に分かれていて、また市街化調整区域には大きく3つ、青地、赤字、白地があります。今回のAさんの畑は市街化調整区域内、青地、農振地ですので、農地転用が制限される土地になります。そんな土地で住宅を建てようとする今回のような場合はどうすればいいのか、県にも相談してみました。答えは市の指導と同じでした。まず、転用許可ではなく、農用地の指定を外す、農用地除外の申請を行うことになるとお聞きしました。これは白地の転用と違い、厳しい要件での手続となるが、救いは1つ、県はこの裁量を大きく市町に委ねていると聞いたことです。では、どのような要件を満たせば、青地を白地にする除外が可能なのか、この5要件は次のとおりになります。

1、除外したい農用地以外に代替えすべき土地がないこと。2、集団性のある農用地を分断しないこと。3、農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。4、用排水路などの施設の利用に支障を及ぼさないこと。5、土地基盤整備事業完了後8年を経過していること。

この要件に照らし合わせますと、今回のAさんの場合、1、4には当てはまりますけれども、5には受益地ではないので、当てはまらないと思います。だとしたら、1、4をクリアすれば、除外はかなうのか、またその許可は、県が言うように野洲市の裁量でできる範囲のものなのか、環境経済部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目の除外はかなうのか、また野洲市でできるのかについてお答えいたします。

まず、県が市町の裁量に委ねているとおっしゃるのは、農業振興地域整備計画のことであると思いますが、野洲市が計画を策定する、これには野洲市の裁量があります。ただし、計画変更に伴う手続は県知事の同意が必要となるということで市の裁量だけではできないという現実でございます。

また、1から4をクリアすれば、除外はかなうのかについてですが、まず5については、いろんな個別要件がございますので、当てはまらないという前提でお話をさせてもらいますと、そして1の中には補足ですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号というのは農用地等以外の用途に供することが必要かつ相当であることも要件の1つとなっておりますので、ちょっと蛇足になるかもわかりませんが、これを加えた1から4の要件をクリアすればかなうということになっていきます。ただし、計画変更に伴う手続の中で他法令等において認められない場合、例えば農地転用関係で接道要件とか、またその土地の中に違法建築物があるなしの話で、よくご存じやと思うんですけど、こういう条件がございますので、農用地区域の除外の必要性が生じた場合は、やはり農林水産課の窓口で個別、個別にいろんな要件がございますので、個別にご相談していただくのが一番得策かなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） すみません。この今の5要件なんですけれども、2から4は何とかなりそうかなと思うんですけども、この問題の1ですね。私もこれ、1がすごく問題だなと思っていて、除外してほしい土地に代わりがないことを証明せよという、何とちょっと少し意地悪で、証明しがたい要件になると思います。理由として、解釈が広過ぎて、その代替地の地域を限定していないところではないでしょうか。例えば、同じ集落になっても地域を広げれば、しない。また、隣の市町と、切りがないと思います。でも、これではAさんの思いとは大きく外れると思いますし、この1に関してなんですけれども、野洲市の実績として、これまでどのように証明されてきたのか、また実際、5要件を満たして、除外された青地、農振地は本市には過去どれぐらい実行された、数字があるのか、分かる範囲で結構なんですけれども、教えてください。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君）　ちょっと資料を持ち合わせておらないので、私の今まで経験から言うと、私の経験では農家住宅及び農家の長男さんとかが新たにされ、これも昔の農家分家住宅と言ったんですけれど、今はそれも農家住宅ということになりますけれど、農家住宅の事例しか、今、私の知り及ぶところはありません。その中で、農家住宅の場合は、やはり何といっても、自分の農地に近いこととかがございまして、その辺で、まあ5要件もこれは関係なくなりますので、そうした場合に1の要件、そこに代替地がないという中で、自分の住んでおられる、及びその耕作の地域の中で自分の所有の白地の農地がないかとかも、ほかにも代替えが利く土地がないかというような判断ではやった覚えはありますけれど、それ以外のことについてはちょっと知り及んでいないというか、今まであんまり農家の方以外でやった覚えがないというのが私の今まで経験でございまして。

以上です。

○議長（東郷克己君）　北村議員。

○16番（北村五十鈴君）　急な質問で申し訳なかったんですけれども、覚えていただける範囲ではこの除外5要件を満たして、除外された農振地は野洲市には記憶のあるところではないのではないかという答えだったと思うんですけれども、いろいろ勉強しますと、この除外のところが一番壁が高いというか、難しいなと私も思って、この除外方法なんですけれども、これは今のこの5要件以外にはないんですか。

○議長（東郷克己君）　環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君）　今の5要件以外にはない、これは先ほど申しました農地転用の関係とか、ここの土木部の開発の関係以外のことですか。

○16番（北村五十鈴君）　除外するときに。

○環境経済部長（武内了恵君）　するための方法と。

○16番（北村五十鈴君）　方法は5要件について。

○環境経済部長（武内了恵君）　5要件を満たすしかできません。

以上です。

○議長（東郷克己君）　北村議員。

○16番（北村五十鈴君）　以前、中主町時代にこの農振法第10条、農業振興地域整備計画の基準、附則第4条の4の27号の解釈で施設の緩和がされていました。合併でその条件は残らず、その後、法改正で厳しくなり、現在はこの27号での適用はできなくなつたと聞いています。でも、農業振興地域整備計画がヒントの1つにならないかと希望を持

ったのですけれども、この計画が確か5年ごとの見直しになっていて、ちょうど今年がそれに当たって、2月、3月にかけて、閲覧、意見の提出、異議申立てと既に済んでいると思うのですけれども、今回のAさんのような意見等はありませんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今度の全協ではちょっとお話をさせていただこうかなとは思っておったんですけれど、異議申立てはございませんでした。ただ、やっぱり要望としては、もう少しこの農振除外ができるようにできないかという要望は3件ほどございました。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、5番へ行きます。

何とか1から4がクリアできたとして、除外はでき、白地になったとしてなんですけれども、次は転用許可、都市計画法、建築基準法と進むと思いますが、調整区域のままでも白地なら農転をすれば住宅は建つのか、都市建設部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 5点目の白地農地となった場合の住宅建設についてのご質問にお答えをします。

申請予定地が農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域外の農地、いわゆる白地の農地である場合につきましては、申請予定地、また申請される方の状況から都市計画法第34条の各号のいずれかに該当する場合は開発許可をすることとなります。

ご質問いただいております情報の範囲内からもう少し追加の情報が、確認が必要となりますけれども、取りあえず、先ほども申し上げましたとおり、自己用住宅ということでの答えといたしますので、ご了承いただきたいと思います。例えば、その畑を親や祖父母が10年以前から所有していた場合は、同法同条第14号の既存集落における自己用住宅の基準に該当する可能性がございますので、この場合、開発許可を得て、Aさんの自己用住宅を建築することができる可能性がございます。

また、その実家が市街化調整区域にありまして、10年以上継続して居住されているという場合は、同法同条第12号の基準、世帯の分家に伴う自己用住宅、いわゆる分家住宅に該当する可能性がございますので、この場合も開発許可を得て、Aさんの自己用住宅を建築することができる可能性がございます。

いずれにいたしましても、要件が複数、いくつかございますので、詳細なお話をお伺いする必要がございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

なお、本市の市街化調整区域の集落におけます人口減少による空き家問題や高齢化などによる地域コミュニティの維持等の課題に対処するために、同法同条の基準を最大限に活用し、市街化調整区域で一定の条件を満たす宅地において、自己用住宅を必要とし、要件を満たす場合でありましたら、どなたでも自己用住宅を建築できるように、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を改正いたしまして、その改正条例を平成31年4月1日より施行し、建築許可を積極的に運用しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今も答弁を何とかまあうれしい気概のある答弁が聞けたかと私は実際感動しました。ここでも先ほど除外ができたという大きな課題があるんですけども、除外ができた前向きに考えていただくという答弁をうれしく思います。

確認のためなんですけれども、地区計画は確か面積制限があって、5,000平米以上の一団の固まりでないと適用されないと思いますし、また調整区域でもそもそも白地でないと無理であると思います。だとすると、この5,000平米以下の青地の小規模な開発は都市計画法では打つ手がないのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再質問にお答えをいたします。

今おっしゃっていただきましたように、1問目でも申し上げましたように、青地を含むということになりましたら、まずはこの青地の除外が必須条件となりますので、都市計画法のほうでは住宅建築等、対応することができないという状況になります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほども説明いただきましたように、都市計画としてできる範囲の努力はしていただいています。野洲市は、今おっしゃっていただいたように、条例の一部見直しをして、緩和措置にも手をつけていただいていますし、地区計画も青地でも適用できるように県にも要望していただいていると聞いています。しかし、本当に規制は厳しくて、新規への農家住宅しか建たない現実があると思います。また、都市計画課としても、農振法には踏み込めないのが実態であると思いますし、これは、例えばなんですけ

れども、例えば青と白の間、水色のような地域を集落地区計画として立案できないものでしょうか。集落をモデル指定して、年度を区切って、実際どれだけの需要があるのか、そういう検証はできないものでしょうか。きっと乱開発を心配しておられると思いますが、先ほどの中主町の緩和適用期限が約30年、しかし自己住宅の開発は13年、内容には決してつながっていませんでした。それに累計100人近い人口増にはなっています。この昭和62年に制定された集落地域整備法は糸口にはならないでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） すみません。再度のご質問でございますけども、すみません。ちょっと私も勉強不足で、今おっしゃっていただいた水色かいうところをちょっと存じ上げていないんですけども、基本的には先ほどから申し上げておりますように、白地の土地で地区計画につきましても、運用するような形になってございます。現行制度ではそういったところの壁がございますので、議員もおっしゃっていただきましたように、農用地も含んだ地区計画制度についての柔軟な対応はいただけるように、昨年度から県のほうには要望しているところでございまして、引き続き、今年度もそういった要望をさせていただこうと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 無理な質問をすみませんでした。

それでは次に、野洲市の人口減少対策はどうなっているのかを伺います。総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、ともに対策として市街化区域の拡大が何よりと記されています。しかし、人口を増やすためには、住居地域を増やさないと、商業地域を増やしても決して人口増には結びつかないと私は思っていますが、実際、野洲市の市街化編入を見ますと、今年3月には6地区、合計21.6ヘクタールを追加していますが、うち4.8ヘクタールは近隣商業地域です。それに市街化編入の手法に関しても、土地区画整理、地区計画と示してありますが、野洲市の実態は、ここ10年は土地区画整理は行われていないし、今後の計画も今は上がっていません。また、これまで地区計画で進められてきた開発が13件、でも地区計画の目的の本来からは大きく外れていまして、唯一C地区を除いて、住民主体ではなく、民間業者主体でありました。野洲市はどこを向いているのか、何がやりたいのか、よく分かりませんでした。そのC地区でさえ、6ヘクタールもの市街化区域を編入しておきながら、いまだにこの10年、田んぼや畑のまま農業が営

まれているところもあります。

振り返れば、昭和の時代には徒歩や自転車で行けた小規模な商店が集落や集落周辺にはいくつもありました。そして、その価値は買物だけでなく、住民のふれあいの場として貴重な居場所でした。だから、今、集落周辺の放置された土地の有効利用を市として腹をくくって、真剣に総力戦で向き合うときが来ていると私は思います。

土地利用は行政のまちづくりの一丁目一番地です。そこで、そんな思いも込めて、今後の土地利用、土地活用、政策に期待したいと思いますが、最後にもう一度政策調整部長にお聞きしたいと思います。Aさんの希望はかなうのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 北村議員の6点目のAさんの希望はかなうのかについてお答えします。

先ほども少し触れましたけれども、いわゆる広義のまちづくりという観点での土地利用につきましても、市の政策として担うものではございますが、今回のようなケースについては、個別案件としてそれぞれの要件を満たしていく必要があると考えております。

しかしながら、仮説仕立てのAさんの個別案件の類似の問い合わせ、先ほど環境経済部長が要望の複数あったというお話もあります。そういうようなこともあることも承知しておりまして、個別案件を市独自で個別救済をいたしますと、他の市民から私の土地はここにありますが、ここもやってください、いや、こちらの反対もというようなことで、いわゆる個々にいろんな要望をされるということがございます。そうなりますと、先ほど議員おっしゃったような調整区域の集落周辺での、いわゆる乱開発、あるいは土地を持っている、持っていない、集落に近いところにあるなしとか、そういうようなところでの、いわゆる公平性に欠ける、そういうような問題も出てくるということを危惧されます。

このことから、抜本的な解決が必要だということから、先ほど都市建設部長も触れておりましたけれども、野洲市独自、それから県の市長会といたしましても、県や国に農業振興地域の農用地区域の変更について、実情に即して改められるように制度改正の要望をしております。今年度もその要望を継続していく予定でございます。

以上をお答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今回、この質問に当たって、市内の実際の土地を何か所も見せていただきました。持ち主の方にもお話をお聞きいたしました。現場の感想としまして、

目の前の土地の農地の判断ではないかと思います。農振法はもう絶対守らないといけなし、しかし優良農地か優良農地でないかを誰が判断するのか。見たからに優良農地ではないんですけれども、法律上はもう優良農地です。現実はその誰が判断しているのか。物を言わない法律であって、昭和45年7月の線引き以来、半世紀がもう過ぎようとしていますが、何とももったいない土地活用の現実が歴然としてありました。今は真剣に取り組めば、このお荷物の放棄地が未来の野洲を救ってくれるかもしれません。どうか野洲市ができる、野洲市のかい性でできることに挑戦してほしいと思います。

まちづくりの観点から企画調整課が中心に農政、建設と、もちろん私たち議会にも今後特別委員会を立ち上げてでもともに乗り越えていかなければいけないときが来ていると思います。Aさん、Bさん、Cさんが諦めなくていいように、まずは議論をテーブルにのせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。市長、どうかよろしく願います。

次、2つ目、行きます。

公共建築整備の企画段階での業務確認と適正価格について伺います。

1、財政難という言葉が聞かない日がないぐらい、野洲市も財政が厳しいのだと、私たち議員も市民の皆様にも伝わってきていると思います。だから、4月から行財政改革推進室が新設されました。室長には県からの出向で行財政にスキルの高い職員も配置されています。

そこで、まずお聞きしたいと思います。行政の財政改革とはどんな進め方、またどんな手法があるのか、特に初めて外部の目から見て、率直に今の野洲市の財政状況をどう分析されたのか、また私たちにはなじみのない行財政改革推進室の仕事内容も含めて、室長に伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、北村議員の公共建築整備の企画段階での業務確認と適正価格について、1点目、行政改革の進め方や手法、財政状況の分析についてお答えします。

現在、本市の財政状況につきましては、市の決算審査において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断基準によりますと、いずれの指標におきましても、健全であるとされておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が93.3%となっておりまして、財政運営の硬直化と将来の財政負担に留意すべきとの指摘を受けておる

状況でございます。

このように財政の硬直化が進んでいることから、今年度設置いたしました行財政改革推進室において、昨今の市の財政の現状について分析を行っております。まず、毎年の市の予算に関しましては、歳出予算に対して不足する財源を補てんするため、市の貯金に当たる財政調整基金を取り崩すことが常態化しており、その財政調整基金については、その残額が近年減少傾向が続いております。

さらに、本市の行財政運営において、大きく3点の課題がございます。1つ目に、市がサービスを直営化している業務が多く、経常的な経費となる人件費の割合が同規模の自治体と比べて非常に高いということ。2つ目に、機能が重複すると考える施設の集約化が進んでおらず、運営経費がかさんでいること。3つ目に、今後増大することが明らかな公共施設等の長寿命化や大規模改修等といった、いわゆる老朽化対策に要する経費に充てる財源がほとんど用意されていないなどの課題があると分析しております。

行財政改革推進室では、本市の行財政運営上の課題の洗い出しと対応策を検討し、全庁を挙げて取り組むものとし、一過性の歳出削減の取り組みに留まることなく、これを定着させることで、真に持続可能な行財政運営を実現する必要があると考えております。そのために、行財政改革の進め方や手法の詳細な内容については、現在、庁内で検討を行っているところでありまして、その進捗状況については、適宜、議会に報告してまいります。まずは、6月30日の議会全員協議会で行財政改革の概要を説明させていただく予定をしております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 行革が必要であることはよく分かりました。そこで、今回は特に公共建築整備について、それも土木工事を含まない営繕工事のこれまでの企画段階での業務確認、予算請求の流れ等を具体的に施設名を挙げて伺いたいと思います。

では、2、さくらばさまこども園整備の平米単価及び構造、追加金額を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

さくらばさまこども園整備工事に関する平米単価は21万9,246円で、構造は鉄骨造り2階建て、追加請負金額につきましては2,336万1,450円です。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 3番、美和コーポ解体の平米単価及び構造、追加金額を伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、3点目のご質問にお答えいたします。

美和コーポB棟の解体工事の平米単価は約19万5,000円でございます。建物の構造につきましては、鉄骨造り3階建て、追加の請負金額につきましては1,705万9,900円でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 4番目、野洲クリーンセンター整備の平米単価及び構造、追加金額を伺います。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目の質問にお答えさせていただきます。

野洲クリーンセンター整備の平米単価については約34万1,000円でございます。構造は主に鉄骨造で、一部強度が必要な部分は鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造となっております。追加金額はございませんでした。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 5番、市民病院整備の現計画の平米単価及び構造、また国の起債基準の平米単価を伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 5点目のご質問にお答えさせていただきます。

市民病院の平米単価で、駐車場を除いた建物本体の単価でお答えをさせていただきます。令和元年11月、入札時の単価が約45万7,000円でした。その後の修正設計、これは最終工事費の積算をしていないので、あくまで見込みでございますけども、約55万5,000円となっております。次に、市民病院の構造は鉄骨造り、一部鉄骨鉄筋コンクリート（免震構造）となっております。最後に、病院事業債の普通交付税対象となる建築単価は平米36万円以下となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 6番、中主小学校整備の増築と平米単価と旧館改築整備の予算要望時点での平米単価を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 6点目のご質問にお答えいたします。

令和2年度に完成いたしました中主小学校の増築校舎部分の平米単価は約34万9,000円でございます。また、本年度実施設計を進めている旧館校舎改築部分の平米単価は、予算要求ベースで約42万4,000円でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） このように、野洲市は事業所管担当課がそれぞれに建築工事を受け持ち、それぞれの慣例でこれまで営繕工事が行われてきたと思えますけれども、構造の種類が同じなら、平米単価はさほど変わらないはずですが、今お聞きすると、現実担当課によって大きく違います。

ならば、この担当課によって幅のある平米単価ですが、確か国や地方公共団体の営繕工事の工事費は統一基準の公共建築工事積算基準に基づき積算されていると思いますが、野洲市はこの何年度版が使われているのか、また全ての課が同じ基準を共有しているのか、代表で都市建設部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 7点目のご質問にお答えをいたします。

各工事に際しましては、基本的にはその時点の最新の公共建築工事積算基準に基づき積算しております。現在の最新版の平成31年版でございまして、市の施設所管課で共有して使用しております。

なお、公共建築工事積算基準につきましては、都市建設部住宅課で図書の管理を行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは改めまして、先ほどの野洲市が整備した営繕工事の価格はこの公共建築工事積算基準が使われていたのか、それぞれの企画段階における作業の進め方、実際の積算がこの基準に合致していたのかをそれぞれの所管部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、8点目のご質問にお答えをさせていただきます。

さくらばさまこども園整備工事において、公共建築工事積算基準は実施設計において使用しており、当該積算額を当該整備工事の設計額といたしております。

なお、実施設計につきましては、平成24年、25年に実施しており、当該積算基準は直近の平成23年度版を使用しております。

次に、企画段階による作業の進め方についてお答えをします。企画段階ということですので、基本設計の段階でお答えをさせていただきます。基本設計業務委託額の算定は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の官庁施設の設計業務等積算基準と業務委託料の算定に基づきまして、建物の面積から技術者の業務量などを積算し、算定をいたしております。また、基本設計業務では、委託業者と施設の定員や部屋数、建物規模などの調整を行い、整備工事の概算額の算出をいたしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 美和コーポB棟でございますけれども、この解体工事につきましては、平成31年版の公共建築工事積算基準に基づきまして設計をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 野洲クリーンセンター建設工事におきましては、廃棄物処理施設であることから、環境省の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」に基づき積算をしており、公共建築工事積算基準は使っておりません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 病院事業でお答えしますと、公共建築工事積算基準を使用しております。次に、病院事業の作業の進め方でございますけれども、基本構想から基本計画までは、面積掛ける平米単価で概算工事を算出しており、この段階で公共建築工事積算基準は使用しておりません。その次の基本設計では、屋根、外壁、内装などの区分ごとに工事費を算出したり、メーカーの見積りから算出したりして、概算工事費を算出し

ており、この段階から公共建築工事積算基準は使用しております。最終の実設計の段階では、全ての部材ごとに数量を拾い、詳細な積算をするとともに、公共建築工事積算基準を使用し、その基準に合致させています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、中主小学校の建築工事の算出についてお答えしますと、ここも最新版、平成31年版を使用しております。企画段階におけます作業の進め方と積算基準との整合でございますけれども、事業計画の段階では過去の実績や他市の入札結果を参考に概算事業費を算出しております。この段階では、公共建築工事積算基準を使用しておりません。その次の基本設計の段階では、使用部材などの見積りを取り、さらに設計業者の実績や経験を加味して、概算工事費を算出しております。そして最終的な実設計の段階におきまして、公共建築工事積算基準を使用しまして、その基準に合致させているものでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今の中では、政策調整部政策監にお聞きしますけれども、不落札の後に再入札のために延べ床面積約1万7,300を1万4,300に約3,000減らして見直しをされています。85億には約5億の駐車場が含まれますので、実際は病院単価としては約80億、今の計画では、先ほどお聞きしたように、平米単価は55万、坪に直すと150万ぐらいになるのかな。その手法なんですけれども、入札予定価格に面積を合わせにいったという、だから、結局、平米単価が約10万も上がってしまって、割高になる手法を選ばれているんですけれども、どうしてなんですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

令和元年11月入札の不落札になったときの床面積が1万7,300平米、その後、修正設計につきましては1万4,300平米ということで、3,000平米ほど、面積については減らしているというところでございますけれども、工事費につきましては、駐車場を除いて80億ということでございますので、そこに工事費を合わせにいくということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） お聞きしたいのは、なぜその割高になる手法を選ばれたのかという、そのなぜ選ばれたのかという、そこがお聞きしたいです。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 北村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

入札の不落札のときの手法としましては、1点は予算額を変えて、例えばその不落札の額に合うような予算額に増額するという手法が1点と、もう一点は今回のような面積を減じられたという手法を取られたということで、すみません、その理由については、詳細は承知をしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今の再質のあれなんですけれども、よく先ほどからも身の丈という言葉が栢木市長もよく使われますし、市民からも「どんな丈ですか」と聞かれます。いろんな表現はあると思うんですけれども、私は建築面積を減らして建築費を下げても、それでは違う丈であって、平米単価を国基準の36万を超えると、市の持ち出しになる大切な基準になります。だから、この36万に近づけることが身の丈の指標になるのではと、具体的に私は話しております。病院整備課の身の丈をお聞かせください。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

身の丈ということで、前の特別委員会でも一部お話をさせていただきましたけども、シンプルでということで、今の建物を形状がH型をしておりますので、それをI型に直したり、それとか、不要な構造、ヘルスケアストリート、そういったことを削減したりして、身の丈に合った整備をしたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、本日、一番聞きたい質問になります。9番、具体的な企画段階での業務を確認したいと思いますが、基本構想が終わり、次の基本設計に移ります。発注者、担当課は入札で設計業者を決めます。この入札価格はどのようにして決めているのか、代表して、健康福祉部政策監に伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 9点目のご質問にお答えをします。

8点目でお答えしたとおり、基本設計業務委託額の算定は官庁施設の設計業務等積算基準と業務委託料の算定に基づきまして、建物の面積から技術者の業務量などを積算して算定をいたしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何度聞いても、そのところが理解できない、行政の場合は。意味不明なんですけれども、10番へ行きます。

この決定した設計業者に発注者、担当課が面積や構造、または理念やコンセプトを伝えると思います。この段階で計画している予定価格、グレード等は何にも説明されないのか、環境経済部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 10点目のご質問にお答えいたします。

野洲クリーンセンターにおきましては、予定価格やグレード等についての説明は行っておりません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ここ8年間、私が見てきますと、本当にランダムで、いろいろなやり方があるんだなと、担当課によっていろいろだなと思うんですけれども、純粹に考えると、分かりやすく、個人の住宅に置き換えてみます。家を建てる時、まず大きさ、構造、家族構成、イメージ等を設計者に伝えると思います。例えば、30坪、2階、木造、5人家族、シンプルなデザイン、そして最後に必ず予算の大枠を聞かれ、伝えます。そうしないと、ほとんどの施主は使えるお金が決まっているので、後で建築費を聞いても、住宅ローンの借入額には限度があって、無駄になると思います。だから、施工業者はその施主要望の予算で進めるので、後々大きくは変わらないように施工します。しかし、行政は建築予算を言わずにどうして設計、図面ができるのか、不思議でならないのですけれども、環境経済部長、教えてください。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 予定価格やグレードについてはというお話をさせていただきましたが、施設の整備基本計画の公表の段階で施設の規模、そして処理方式、配置計画

や概算工事費等を広く公開させていただいていると。今回の場合はデザインビルドでございますので、ある程度の自由な発想というのかな、ある一定、こういうような縛りを設けた中で自由な発想でやっていただいているので、こういうような形を取らせていただいたというようなものでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 11番です。普通、設計する側は、具体的に図面を描くものはある程度の予算が分からないと、デザインもピンからキリまでありますので、どうしても自分の作品を残す側は欲を出すので、豪華になっていくと思います。そのときに、先ほどの予定価格が登場するのではないかと思うんですけども、政策調整部政策監に伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 11点目のご質問にお答えをさせていただきます。

病院整備事業でお答えをさせていただくと、設計業者に発注する際には、予定価格、言い換えれば概算工事費を示しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） では、14番、行きます。

3月の当初予算で中主小学校の旧校舎改築費で平米単価42万という数字が上がってきました。先ほども42万とお聞きしているんですけども、その根拠を聞くと、既に完成している増築棟と同じ計画、グレードを予定しているとありました。あくまでも予算ですけども、今回の新築は、設計業者は増築棟の設計業者とは異なっています。だとしたら、どんな説明をされて、現在、設計が進行中なのか。何の説明もしないのなら、設計図書が出来上がってきて初めて平米単価が25万か40万か、その時点でないと分からないんでしょうか、教育部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 14点目のご質問にお答えいたします。

まず、設計業者に対しましては、想定している予算額及び要求事項を伝えた上で、設計業務を進めてまいります。最終的には積み上げにより算出することになりますから、業務が完了するまで、平米単価となると最終的に積算しないと分からないということになりますが、作業はそういう流れで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） また違った方向からお聞きします。16番です。これまでの野洲市の実績で、営繕工事で建築された学校の平均平米単価を教育部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 16点目のご質問にお答えいたします。

平成23年度に整備しました野洲中学校、構造は鉄筋コンクリート造りでございまして、平米単価で27万4,000円、三上小学校は同じく鉄筋コンクリート造りで24万3,000円でございます。また、平成25年度に整備しました北野小学校でございまして、構造は鉄骨造りで28万3,000円、祇王小学校は同じく鉄骨造りで23万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） では、17番。もう少し違った観点からお聞きします。文部科学省が試算している全国平均の坪単価は10%増しでも21万2,900円と試算しています。この結果からしても42万は倍の価格になると思うんですけども、見解を教育部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 17点目のご質問にお答えいたします。

ご指摘の21万2,900円でございますけれども、これは文部科学省が定めます国の補助基準額を算出する際に使用する単価でございまして、各学校の個別の建築単価とは必ずしも一致しないというふうに認識しております。また、先ほどお答えしましたとおり、42万4,000円は予算要求ベースでの金額でございますので、増築校舎の実績を踏まえたと、改築校舎、今度、今計画しております改築校舎についても、これは予測ですが、30万円台でできるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この財政が厳しいときに、その振れ幅は少し多くはないでしょうか。過去のこの学校、今教えていただいた27万、24万、28万、23万と来て、どうしてその予算で42万という数字を出されるのか、ちょっと理解しがたいところもあり

ますし、本当に子どもたちのためなので、潤沢に予算があれば、私もこんな嫌な質問をしたくないんですけども、やはり本当に財政難の中、切り詰めないといけないという中で、もう少し予算とはいえ、あまりにも額が高過ぎるところは納得いかないところでありまして、今回、この質問をさせていただいているんですけども、部長、どうですかね。その42万を予算に出してくるという、その考え方というか、それは少し理解しがたいところがあるんですけども、そうは思われませんか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 確かに42万といたしますと、少し割高感があると私も正直思います。ただ、過去から、先ほど申しました実績から、物価上昇率も加味しますと、やはり30万円は少し超えてくるかなというのが実情でございまして、その辺を考えますと、もう少し絞り込んだ予算要求になってもよかったかなと思いますが、ただどういった経費がかかるか分からないというところもありますので、若干そういうところも見込んで、結果として42万少しの平米単価で要求させていただいたと、こういうこととさせていただきます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今のにも関連してくるんですけども、18番でお聞きしたいと思います。室長にもう一度お聞きします。野洲市のこの財政難における営繕工事の改善策、手法及び提案があれば、ぜひ教えてほしいと思います。特に専門職でない一般職員が建築工事の担当にならざるを得ない、こんな場合の仕事の適正なコスト管理はどうすればいいのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 北村議員の18点目のご質問にお答えします。

現在、それぞれの部門において、事業量に応じまして、専門的知識を持った職員、いわゆる1級建築士の配置をしております。また、コンサルタントへの外部委託等も併用し、適正なコスト管理に努めていると考えます。今後はさらなる専門職の雇用や、あるいは現在の専門的知識を持った職員の能力を十分生かせる仕組みづくりについて、検討を進めていく必要があると、そのように考えます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 少し詳しくお聞きしたいんですけども、行政のコストには、

予算以外に時間とか労力というのは含まれるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 今おっしゃっている、例えばコストについてでございますけれども、私どもが今現在やっております事業評価ということで、事業を評価する分につきましては、職員の給料は入れております。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 時間がかかり過ぎる事業もコストにはマイナスに出てくるのではないのかなと考えているんですけれども、当初の計画よりも時間のかかっている事業も問題ではないかと思えます。コスト管理には時間も大切だと思うんですけれども、この適正価格が一番今まで分かりやすかったのが病院整備事業だと思います。この10年の年月、9年は前山仲政権下であり、栢木市長はまだ1年も経っていません。時間がかかった理由の半分は議員の反対によるものでも、あとの半分は全て病院関連の議案が通っていたと思えます。そして、最たる理由が不落札。今回の適正価格ではないでしょうか。入札前、必ず野洲市は入札すると自信ありげでしたけれども、結果は10億も離れた積算ミスでした。これこそ設計段階で建築費用を設計者に伝えていないから、だんだん豪華な設計になり、結局、不落札になったと思えます。こういった時間の浪費というのが、野洲市の今までの財政を逼迫してきた要因の1つにもなると思うんですけれども、こういう考え方はないのでしょうか。お聞きします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのコストの関係の時間についてのご質問でございますけれども、単純にコストということに対しての考え方には当然時間も入ると思えます。しかしながら、北村議員が先ほどからおっしゃっている、いわゆる例に出されている病院の整備に関しては、議員もご承知のように様々な意見、あるいは様々な経過の中で今日に至っておるということでございますので、端的に時間がかかったイコールコストがかかった、コストが高いというようなことについて言い切れないというものの判断については、私のほうではできないと思えます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私はかかり過ぎる事業にも問題があるかなと思っておりますので、意見として言っておきます。

最後に、もう一つだけ、企画段階での確認事項をお聞きします。議員になって以来、野洲市で多くの新築された建物を見せていただきました。新しくきれいになったんですけれども、野洲市の建物には個性やこだわりとか特徴がなぜかないように思えてなりません。意匠的なものだけでなく、考え方や理念を含めて、何にこだわり、何を大切にしているのか、ビジョンが見えないので、野洲市のまちづくりが本当に何かぼやけて見えています。建築物は景色の一部であって、街並みを生み出します。豪華な建物でなくても、建築物はまちにとって文化であり、それがまちの魅力にもつながります。文化や芸術に力を注ぐまちはクオリティーが高く、まちのグレードも上がります。そんなまちに人は集まり、住みたくなると思いますが、本市の場合、建築物に対する理念を聞いても、機能優先で周りのロケーションさえ関係なく設計されている建物が多く見受けられます。その総合的な思いを設計者に伝えるのも企画段階でのもう一つの業務ではないかと思うんですけれども、19番、改めて、これからの野洲市におけるまちを形成する建築物の概念を政策調整部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 北村議員の19番のご質問にお答えいたします。

生活様式の多様化や様々な価値観を持った人々がともに暮らす中で、それぞれ感じ方が異なることを認識しております。そうした中で、住んでよかったまち、住み続けたいまちと感じていただけるまちづくりに必要な事業やサービスを提供する公共施設の概念につきましては、その用途に応じて、機能的で使いやすく、利用する方に安心、安全な環境を提供する建築物であると考えております。

なお、ご質問の趣旨が、いわゆる街並みとか景観などということも含んでお聞きされるということでありましたら、野洲らしい良好な景観を守り育て、次世代へ継承していくことを目的に制定されました野洲市の景観条例や良好な景観の形成に関する方針や基準を示した野洲市景観計画など、法律等にのっとった建築物であることが望ましいと考えます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 1921年、大正10年です。与謝野晶子が建てた文化学院、女子教育の先駆けが理念で、建物にもマッチしておりました。米国コテージ風、Rアーチの美しいデザインに日本庭園が融合されていました。それにも負けないぐらい中主小学校旧校舎も豊郷小学校よりも以前に建てられたヴォーリス設計の建物で、シンメトリーのフ

ァサードはそのまま中庭の噴水につながり、幼いながらも素敵で、学校に行くのが楽しみでした。

そうして、日本全国どこの市町も教育施設には何をおいても子どもたちのためにと、税金を最優先に投入してきました。今はまちのシンボルで、文化を形づくってきたと思います。だから、どこが入り口か分からない、使い勝手だけの機能重視の学校が多い野洲市の建物が寂しく思えてなりません。これからはせめて現場だけの意見ではなく、私たち議員や地元の意見を聞いていただけたらと願望して、質問を終わります。

○議長（東郷克己君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、6月21日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時29分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年6月18日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 稲 垣 誠 亮

署 名 議 員 山 本 剛